

たいきReport 2023



J A 愛媛たいき
ディスクロージャー誌



2023 年 3 月期

愛媛たいき農業協同組合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A愛媛たいきは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当 J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当 J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 7 月

愛媛たいき農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J Aのプロフィール

◇ 設立	平成 11 年 4 月	◇ 組 合 員 数	12,558 人
◇ 本店所在地	大洲市	◇ 役 員 数 (令和 5 年 7 月時点)	35 人
◇ 出 資 金	34.2 億円	◇ 職 員 数	235 人
◇ 総 資 産	1,505 億円		
◇ 単体自己資本比率	18.68%		
◇ 支所数	本所 1・支所 10 (うちコミュニティ店 2)・出張所 1		

目 次

あいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営管理体制	
3. 事業の概況（令和4年度）	
4. 地域貢献情報	5
5. リスク管理の状況	6
6. 自己資本の状況	1 2
7. 主な事業の内容	1 3

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	1 7
2. 損益計算書	1 8
3. 注記表	2 0
4. 剰余金処分計算書	3 5
5. 部門別損益計算書	3 6
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	3 8
7. 会計監査人の監査	3 8

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	3 9
2. 利益総括表	
3. 資金運用収支の内訳	4 0
4. 受取・支払利息の増減額	

III 事業の概況

1. 信用事業	4 0
（1）貯金に関する指標	4 0
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	4 1
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳	
③ 貸出金の担保別内訳	
④ 債務保証見返額の担保別内訳	
⑤ 貸出金の使途別内訳	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	4 3
(4) 有価証券に関する指標	4 4
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	4 4
① 有価証券の時価情報等	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	4 5
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱実績	4 6
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
4. 生活その他事業取扱実績	4 6
買取購買品（生活物資）取扱実績	
5. 指導事業	4 7

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率	4 7
2. 貯貸率・貯証率	

Ⅴ 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	4 8
2. 自己資本の充実度に関する事項	4 9
3. 信用リスクに関する事項	5 0
4. 信用リスク削減手法に関する事項	5 3
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	5 4
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
9. 金利リスクに関する事項	

VI 連結情報

1. グループの概況	5 6
(1) グループの事業系統図	5 6
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	5 7
(5) 連結貸借対照表	5 8
(6) 連結損益計算書	5 9
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	6 0
(8) 連結注記表	6 2
(9) 連結剰余金計算書	7 8
(10) 農協法に基づく開示債権	
2. 連結自己資本の充実の状況	7 8
(1) 自己資本の構成に関する事項	7 9
(2) 自己資本の充実度に関する事項	8 0
(3) 信用リスクに関する事項	8 2
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	8 5
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	8 6
(10) 金利リスクに関する事項	

【役員の報酬体系】

1. 役員	8 7
2. 職員等	
3. その他	

【JAの概要】

1. 機構図	8 8
2. 役員構成(役員一覧)	8 9
3. 組合員数	
4. 組合員組織の状況	
5. 特定信用事業代理業者の状況	
6. 地区一覧	
7. 沿革・あゆみ	9 0
8. 店舗等のご案内	9 1

あいさつ

令和4年度は、新型コロナウイルスの発生から3年となり新たな変異株の感染が急拡大、11月からの第8波においては、当管内においても最多の感染者を出し死亡者も増加しました。国の方針として、3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねること、また5月8日からは感染症法上での区分が2類から5類に移行しましたが、まだまだ予断を許さない状況下で生活様式がもとのように戻るのか不透明であります。

日本経済においては、国際的な資源価格の高騰に加え、内外金利差を背景とした円安により、肥料原料や原油等の輸入価格が40年ぶりの高い物価上昇となる等、生産・消費全般にわたって大きな影響を受けました。長期金利については、年内は0%近辺での推移が継続し、内外金利差による急激な円安傾向となりましたが、日銀が昨年12月に長期金利引き上げを公表するなどしており、わが国および諸外国の今後の金融政策の動向についても注視する必要があります。農業分野においても、国際的に上昇傾向にあった食料・エネルギー・肥料原料等の価格は、ロシアのウクライナ侵攻以降、国際情勢の緊迫によりさらに高騰し、加えて急激な円安が進んだことにより、国内の生産資材価格は短期間で大きく高騰しており、農業経営に深刻な影響を及ぼし、生産者の努力や販売物への価格転嫁が追いつかない状況となっています。

このようななか、わが国の農業を取り巻く環境は、人口減少、高齢化、人手不足、地球温暖化、自然災害など課題が山積しています。また、生産基盤は縮小傾向にあり、農業後継者等担い手不足の深刻化、農業社会の活力が低下しています。さらには、円安を背景とした厳しい環境が見込まれ、JA経営全体への影響の顕在化が避けられない情勢であります。このようななか、第38回JA愛媛県大会において県1JAを目指す方向性が示され、役員レベルによる合併研究会を開催し、次期第39回JA愛媛県大会に向けて協議を行っています。また、令和5年度からは、各JA・連合会より職員を出向させ専従体制での検討を行っていくこととなっています。

JA愛媛たいきでは、第7次中期経営計画の最終年度にあたり、「食べ物いきいき農業づくり」「命わくわく暮らしづくり」「絆がっちり仲間づくり」「なくてはならない農協づくり」を基本方針として取り組みました。また、次期第8次中期経営計画のプロジェクトを設置して、総合事業体として今後も引き続き地域社会に貢献していくための強い経営体質をつくるため、成長戦略・効率化戦略の検討を行い、よりよいJAとなるよう取り組んで参ります。

今年度は「第5次農業振興計画」の2年目として、総合営農センターを拠点に担い手ニーズへの対応と積極的な営農支援を実施し「農畜産販売高60億円の達成」「農業所得の増大」を目指して取り組んでまいりましたが、令和4年度の販売高は51億円の実績となり厳しい状況が続いています。

なお、令和4年度の決算結果につきましては、本支所再編に伴う解体、改装等もありましたが、総合収支において、事業利益135,395千円、経常利益375,606千円、税引前当期利益250,849千円、最終の当期利益は194,008千円となり、事業計画を達成することができました。

これも偏に皆様の力強いご支援・ご協力の賜物であり、衷心よりお礼と感謝を申し上げます。

愛媛たいき農業協同組合
代表理事組合長 菊地秀明

1. 経営理念

経 営 方 針

基 本 理 念

新時代を展望し、豊かな地域の個性を活かした協同の輪を大きく広げ、統合ＪＡにしか出来ない事業機能を備えた組合員の信頼と期待に応え地域に貢献する「たいき」らしい自己完結型ＪＡを実現する。

定 義

ＪＡ愛媛たいきは農業者を核とした地域協同組織である。

使 命

ＪＡ運動によって組合員とその家族のみならず、地域住民及び利用者の“幸”を徹底的に追求し、地域社会の発展に貢献する。

基本的価値

私たちが大切にするもの「大地」との共生「ひと」との共和「未来」への共創。

イ メ ー ジ

未来を見つめてフレッシュなセンスで時代をリードするＪＡ。

2. 経営管理体制

〔理事会制度〕

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和４年度）

事業成績の推移

（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
事 業 利 益	117,003	121,982	85,766	135,395
経 常 利 益	340,853	368,263	251,462	375,606
当 期 剰 余 金	359,399	425,777	197,868	194,008
総 資 産	144,331,806	147,908,037	149,168,554	150,530,042
純 資 産	9,543,435	9,886,109	9,782,958	9,584,407

〇信用事業

令和4年度の金融を取り巻く環境は、農林中央金庫・信連からJAへ支払う預金金利の段階的引下げの最終年度となり、長期金利の動向も不透明ななか、信用事業総利益の安定化が一層求められる局面となりました。

このようななか、金融部による店舗向け「営業支援」と「内部統制支援」を強化し、管理者・金融渉外・窓口・融資担当者らの相談・提案力の向上と、組合員・利用者のお役に立つ商品・サービスの提供に努めて参りました。

貯金については、独自の農産物付き定期貯金として、夏季に「つながる愛『2022』」を、冬季には「愛みブランド定期貯金」を募集し、好評を得て完売いたしました。これらにより総貯金残高は1,371億円(前年度対比101.1%、計画対比100.7%)となり、貸出金についても、各種生活ローン(住宅・マイカー・教育)の提供や、農業メイン先への訪問を積極的に行い、資金ニーズの把握と提案に努めた結果、貸出金残高は111.4億円(前年度対比102.8%・計画対比103.1%)と計画・前年度残高とも上回ることができました。一方、移動購買車と協力店舗でご提供しているキャッシュアウトサービスは、前年度並みの529件・20百万円のご利用を頂いており順調に定着して参りました。

〇共済事業

JA共済を取り巻く環境は、依然として農村部の人口減少と高齢化の歯止めが掛からず、基幹的農業従事者は大幅に減少し、更には新型コロナウイルス蔓延が継続的に続き、昨年度に引続き非常に厳しい環境での推進活動を強いられ、令和4年度末長期共済保有高は、3,162億円(前年度対比95.5%)と大幅な減少となりました。

このような厳しい環境のなか、JAの基本的スタイルである「3Q訪問活動」を通じた組合員・利用者のニーズに対応したバランスの取れた推進活動を展開しました。そのなかでも「医療共済」のお知らせ活動を主軸に複数提案に取組み幅広い保障提供を行いました。長期共済新契約高は4,254,641ポイント(前年度対比91.7%)となりました。

短期共済については、愛車点検活動と自動車共済「1件の継続」にこだわった継続率の向上に取組み、件数・ポイント実績ともに前年並みの14,172件・4,030,573ポイント(前年度対比98.7%)となりました。自賠責共済においては件数8,421件(前年度対比103.4%)前年度を大幅に上回る結果となりました。

〇購買事業

生産資材

肥料・農薬については、原材料の高騰等、燃料・肥料等生産コストが上昇を続ける厳しい環境のなか、予約農薬の引き取り推進および特定銘柄肥料の集約を行いコスト低減に取組むとともに、RPA(業務プロセス自動化)の拡大による予約事務処理の効率化に取組みました。

また、大洲物流センターを中心とした効率的な配送による物流コストの削減に取組み、各部会と連携し予約率の向上も図りました。

購買品供給・取扱高は、前年度対比69,938千円増の857,720千円となりました。

生活資材

生活資材事業については、コロナ禍での推進活動の自粛、各展示会の中止等、生活資材を取り巻く環境は厳しいものがありました。このような状況のなか、耐久消費財・電器・衣料を中心としたメーカー代行推進、役職員への生活資材協力要請やJAくらしの宅配便共同購入、さらには県産農畜産物消費拡大運動への取組みなど、年間を通して恒常的な組合員需要に応える事業の発展拡大に努めましたが、購買品供給・取扱高は前年度対比3,738千円減の165,856千円となりました。

燃料

石油事業は、オズメッセセルフSSを中心として来店頻度減少時代に勝ち残るSS、お客様から支持されるSS、新規客数の拡大、きめ細やかな対応と人材育成による活気あるSSづくりに努めました。購買品供給・取扱高は価格高騰を受け前年度対比112,336千円増の2,151,737千円となりました。

LPガス事業は、顧客数の減少、オール電化住宅の増加等、需要は大きく後退し、コロナ禍による業務用施設の消費量の低下と厳しい状況のなか、保安確保を再優先した法定点検ふれあい運動を実施し、快適ガスライフの提案と燃料転換事業に取組みました。また、大口取引先の開拓・ガス給湯器の新規設置、大口供給設備工事施工・ガス器具取扱等に努めた結果、購買品供給・取扱高は前年度対比7,077千円増の237,541千円となりました。

農機車両

農機事業は、農家戸数の減少、市場規模の減少が続くなか、農機具修理整備の充実と迅速な対応に努めました。また、規模拡大等によるコスト低減に取組む農業者に対しての、国・県補助事業の新型コロナウイルスの影響を克服するため経営継続補助金の活用と共同購入トラクターの取り扱いなど、組合員の低コスト農機導入へ向け提案・実施に取組みました。併せて、中古農機を含めた、JA農機シェアの拡大に努め、大型農機の需要につながりましたが、購買品供給・取扱高は前年度対比37,369千円減の180,094千円となりました。

車両販売事業は、若者の自動車離れと高齢化による自動車保有台数の減少が進み、登録車販売は大幅に落ち込み中古車販売においても新車同様厳しい状況となりました。このような状況のなか、自動車販売キャンペーンを実施し、JA組合員・利用者に対しJAの自動車事業のPRと利用促進、重点車種の選定による安価仕入販売による販売力の強化に努めた結果、購買品供給・取扱高は前年度対比32,119千円増の81,715千円となりました。

車両整備事業は、自動車保有台数の減少により自動車整備市場の縮小が進むなか、自動車の安全を確保するための整備技術力の向上と、燃料部門との協力体制を確立し早期の車検整備情報の収集と早期予約特典の活用、車検満了による車検入庫促進の強化に取組むとともに、組合員へのPRや利用率向上を目指した結果、車検整備台数は計画通りとなりました。購買品供給・取扱高については、修理、部品交換、特別工賃の増加もあり、前年度対比822千円増の55,721千円となりました。

畜産購買

飼料については、エネルギー価格の急騰や、物価高など様々な影響により、配合飼料価格が過去最高値を更新するなど畜産経営に深刻な影響を与えました。

数量ベースでは、養豚は疾病の影響で258トン減少しましたが、酪農において294トン増加し、計画対比38トン増加しました。金額ベースでは、価格高騰による単価高(前年度対比12.3円/kg高)により、計画対比227,070千円増、前年度対比197,354千円増となりました。

家畜については、飼料価格の高騰が購買単価にも影響を与え、肉牛では素畜導入頭数は増加（前年度対比39頭増）しましたが、金額ベースでは減少（前年度対比19,396千円減）しました。

畜産購買全体の購買品供給・取扱高は、飼料価格高騰の影響を大きく受け、前年度対比170,533千円増の1,432,434千円となりました。

〇販 売 事 業

米

令和4年産早期米は、平年並みの4月下旬より移植が開始されました。5月上中旬は寒暖の差が激しく、活着にやや差が見られましたが、その後の気温は平年並みに推移し順調な生育となりました。出穂期以降は平年よりもやや高温となり、少雨多照傾向でやや高温障害が発生しやすい条件となったものの、概ね順調に収穫期を迎えました。病害虫に関しては、近年中四国管内にて多発傾向となっている「イネカメムシ」の発生が一部で見られましたが、それ以外は全体的に平年並みの発生量となりました。

普通期米については、移植期～出穂期までは気温も平年並み～やや高めに推移し、順調な生育となりました。しかしながら、登熟期間の気温が平年よりもかなり高く推移したため、高温障害の発生が顕著となり、高温耐性品種である「にこまる」にもその現象が現れ、品質低下が目立つ年となりました。加えて、害虫被害は平年並みであったものの、病害による被害はやや多めの年でもありました。

国の公表する県内の作況指数については104（南予は107）、当JA集荷数量は16,431袋（前年度対比132.7%）、一等比率17.8%（前年度31.1%）となり、米価下落やコロナ禍の影響等により集荷量減が懸念されましたが、ここ数年で最も多い集荷数量となりました。

飼料用米については、3年産より作付品種を極多収品種に統一し、基本的栽培管理の意識統一等、複合的な取組みが実を結び、出荷数量約400トン（前年度対比121.2%）と前年を大きく上回る収量となりました。

麦・大豆・雑穀

令和4年産麦は、大豆収穫後の圃場にてやや播種が遅れた地区もありましたが、概ね順調に進み平年並みに終了しました。生育前半は、気温や降水量は平年並みで日照時間はやや少なくなり、分けつはやや少なめとなりましたが、その後は回復し順調に生育しました。生育後半は降雨が少なく、収量も伸び悩み、さらに、交付金支払いの指標となる品質評価ランクも下位ランクとなり、最終的な集荷数量については89.8トン（前年度対比99.5%）となり、課題の残るシーズンとなりました。

大豆については、8月下旬～9月中旬の多雨や強風、日照不足等により、生育不良や一部で倒伏及び小粒化となりました。また、一部圃場では病害が発生したこともあり、収量にも影響を与え、集荷数量はわずか82袋となり、集荷量はかなり減少しました。

野菜・その他

令和4年産の半促成野菜は、低温の影響から遅れ気味のスタートとなりましたが、新型コロナ感染対策緩和による業務需要の回復で比較的順調な販売となりました。夏秋野菜については、例年並みの入梅となりましたが、6月については好天に恵まれ潤沢な出荷となったものの、7月については曇雨天の影響もあり出荷数量は伸び切らず、それ以降も高温・猛暑の影響で下位等級比率が高くなり単価が伸び悩みました。その後の台風14号の影響等もあり、夏秋野菜については早目の切り上がりとなりました。抑制野菜については、10月の気温低下により数量減の単価高となりました。

秋冬野菜については、9月以降の気温が平年よりも高めで推移した影響で潤沢な出荷となり、軟調な相場展開が続き、白菜については5年連続の安値となりました。

販売面では、京阪神市場督励を4年ぶりに実施する等、関係機関との連携を強化し有利販売に努め、メディアやSNSなどを活用したPRを積極的に行い、愛媛たいき農産物の消費拡大及びファンづくりに努めました。また、高品質安定生産を目指すため栽培講習会等を実施し、生産技術の向上に努め、安全・安心な青果物の提供に向け、栽培履歴記帳運動の徹底とチェック機能の強化を図り信頼される産地作りに努めました。販売品販売・取扱高は、前年度対比1,497千円減の886,972千円となりました。

花 卉

令和4年産花卉については、依然として厳しい販売状況となりましたが、高品質な花卉生産に努め、出荷前情報の提供など販売の強化により農家所得の向上に努めました。販売品販売・取扱高は、前年度対比803千円増の14,488千円となりました。

果 樹

令和4年産果樹は、2月の気温が平年を大きく下回ったものの、3月中下旬は平年よりも高く推移し発芽は平年並みとなりました。発芽後4月上旬～4月下旬の気温は平年よりも高めでしたが、5月上旬以降は平年並みで推移し、開花については平年並み～やや早い状況となり、開花期間は平年よりもやや長くなりました。

温州ミカン等の柑橘類の着花量は裏年回りであり、園地、樹によるバラツキもあり総じて平年よりも少ない状況でしたが、柿等の落葉果樹については平年並みから多めの着花量となりました。

開花結実期の5月下旬～6月上旬以降が思ったより降雨が少なく結実は良好となり、昨年、花腐れ細菌病の多発により数量減となったキウイフルーツにおいても、着果の多い園地が見受けられました。また、柿等の落葉果樹では生理落果は全体的に少ない状況ではありましたが、一部でカメムシ被害による落果が散見されました。また、台風14号の襲来では、大きな被害は出なかったものの一部で栗の落毬被害、柿の枝折れ、果実の落果及び落葉被害が発生し、果実品質及び収量への影響を受けました。このようななか、各種講習会、園地巡回等を実施し高品質安定生産と生産量の確保を図り、農家所得向上に努めました。

販売面においては、市場督励や店頭試食販売の自粛により、例年通りの販促活動は実施できませんでしたが、市場担当者との連携を図り、計画的な出荷販売に取組み有利販売に努めました。また、ゆうパック、ふるさと納税の返礼品、JAタウンのネット販売に積極的に取組み新規顧客の獲得や知名度向上に努め、直販率のアップと販売金額の増加に取組みました。果樹においても、コロナ禍や物価の高騰により厳しい販売環境ではありましたが、全体的には比較的順調な販売状況となりました。販売品販売・取扱高については、前年度対比18,185千円減の1,512,315千円となりました。

林 産 物

令和4年産椎茸については、9月以降極端に降雨が少なく11月には気温が高く推移したことで秋子は10日程度の遅れで発生しました。また、1月・2月は極端に気温が低く降雨も少なかったことから発生が遅れ、3月に降雨があったものの芽切発生のピークがないまま終わりました。品柄については中葉から小葉の極端な変形が多く加工品が多くありました。販売については、量販店や学校給食での需要は順調に推移しましたが、業務、仏事、ギフト向けは厳しい流通となり、作柄が悪いことも併せて一部の規格で単価が値上がりしたため、平均単価4,028円（前年度対比103.6%）、生産量は9.7トン（前年度対比89.9%）となりました。

たけのこは、表年で降雨が極端に少なかったことから生育遅れで出荷され、更に気温も低く推移し3月以降も生育が遅れ気味で推移し出荷のピークは例年より5日ほど遅くなりました。販売は、飲食自粛が続き単価安となりました。取扱数量86.7トン（前年度対比109%）平均単価129円（前年度対比97%）林産物の販売品販売・取扱高は、前年度対比2,465千円減の53,857千円となりました。

畜産

肉牛については、子牛・素牛価格は飼料価格の高騰が続いたため、軟調に推移しました。併せて、肉用牛枝肉単価についても、軟調に推移し販売高は減少しました。

養豚については、枝肉相場は堅調に推移しましたが、疾病の影響により枝肉重量の減少と出荷頭数が大幅に減少したことにより、計画を大きく下回りました。

このことから販売品販売・取扱高は、前年度対比5,608千円減の1,677,329千円となりました。

〇加工・製造事業

加工部

たけのこ販売が好調に推移し大幅に計画を達成しましたが、しそについては梅が大豊作であった昨年と比べ平年作となり計画未達に終わりました。栗については、原料価格の高騰を受け製品売価を値上げしたことにより販売量が減少し計画未達となり、取扱実績は前年度対比36,059千円減の764,771千円となりました。

五十崎麺工場

春先の天候不順に影響され乾麺の需要は激減となりましたが受託製造分を増加させ対応いたしました。度重なる小麦粉、資材等の値上も重なり、1月販売分から規格変更を行い売価据置とした結果、取扱実績は前年度対比7,526千円減の216,621千円となりました。

〇農業経営事業

畜産センター

当センターにおいても、飼料価格高騰の影響を大きく受けましたが、衛生管理による疾病対策や飼養管理技術の向上を図り、黒毛和牛5等級率（74%）を維持することができ、上質な和牛肉を生産することができました。出荷は計画どおり行えましたが、枝肉単価が軟調であり、和肉牛売上高は前年度対比7,805千円減少しました。また、配合飼料価格安定基金の補填金や国・県・市による飼料価格高騰対策事業交付金により、配合飼料費は前年度並みに抑えることができ、素牛購入費や労務費の減少、資材等のコスト削減により取扱実績は、前年度対比99.9%の273,439千円となりました。

〇その他の事業

保管

米政策の転換に伴い、売れる米づくり及び飼料米の作付け推進を行い、JA買取比率の拡大を図りました。

取扱実績は、前年度対比298千円増の442千円となりました。

青果市場

生産農家からの出荷を促し、市場情勢の把握に努めながら取扱高向上を目指した結果、生産者の高齢化による出荷量の減少は否めなものの、全体的には、昨年を上回る相場の展開となりました。

取扱実績は、前年度対比12,607千円増の270,610千円（その他取扱は20,316千円）となりました。

育苗センター

水稻育苗は、管内4施設において予約注文に基づく計画的な生産、出荷を基本に良質苗の育苗に努めました。また、トビイロウンカの被害軽減等を目的に予防効果の高い薬剤の播種時同時施用を実施し一定の効果を得ました。野菜苗においては生産部会と連携して共販品目苗の健苗出荷に努めました。

取扱実績は、前年度対比5,463千円減の91,610千円となりました。

ライスセンター

大洲ライスセンターにおいては、麦類及び米類の受入れ体制の円滑化、高品質な調整技術の向上に努めました。また、五十崎ライスセンターでは、コンバインの更新を図り適期刈取りの励行を基本に個別調整を行いました。

取扱実績は、前年度対比3,027千円増の18,660千円となりました。

産直市

たいき産直市「愛たい菜」は開店13年目を迎えました。「安全」「安心」な農産物を消費者へ届けることにより、生産者と利用者の相互理解を深め、農業・農協への理解醸成や食育活動に取組みました。長期化する新型コロナウイルス感染症により来客数は伸び悩みましたが、販売実績は昨年を上回る結果となりました。

販売高は961,964千円、うち受託販売取扱高は前年度対比13,137千円増の820,838千円となりました。

アメニセンター・堆肥センター

人口減少や高齢化に伴う農家戸数の減少に伴い、バラ堆肥・袋堆肥共に販売数量は減少しました。養豚等からの畜糞搬入負担金収入の減少もあり、取扱実績は前年度対比1,749千円減の26,863千円となりました。

農村工業

天候不順の影響もあり、売電収入は、前年度対比1,771千円減の37,540千円となりました。

4. 地域貢献情報

農業振興活動

農業関連融資の状況

農業所得増大と若い担い手の育成のため、農業メインバンクとしての機能充実を図り事業量の伸長に努めています。また、農業融資研修会への参加や、検定試験を受験し、担当者の資質向上に努めております。

地域貢献情報

【地域密着型金融への取組み】

J Aをはじめ、系統金融機関が一体となり、農業メインバンク機能発揮をめざし、担い手金融強化に取り組んでおります。

メイン強化先への定期的な訪問活動を実施し、関係強化に努めております。

(1) 農業者等の経営支援に関する取組方針

担い手金融リーダー、T A Cからの情報を基に営農指導事業、経済事業との連携を図るとともに、メイン強化先の資金調達が円滑に行われるよう努めております。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

担い手金融リーダーが、農業者からお聞きした情報を本所担当者と共有し、訪問や資金提案活動を実施しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

①各種農業資金・制度資金の提供

農業近代化資金を始めとした制度資金、各種農業プロパー資金に対応し、農業者と農業経営をサポートしています。

②相談対応

担い手金融リーダーを中心とした、メイン強化先訪問活動を実施し、農業資金相談に取り組んでおります。

(4) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ、担い手に適した資金供給手法の取組み

担い手の経営改善のための農業制度資金の利用促進、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できるプロパー資金の利用促進をはかり、農業者の資金ニーズに対応しております。

5. リスク管理の状況

◆ リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「電算システム運営管理要領」を策定しています。

◆ 情報セキュリティ基本方針

(平成19年4月1日制定、令和2年5月1日改正)

愛媛たいき農業協同組合（以下「当組合」という）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

◆ 法令遵守体制

1. コンプライアンス基本方針

JA愛媛たいきは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

JA愛媛たいきが、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

1. 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人ひとりが、高い倫理観と責任感を持って、日常の業務を遂行する。
2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
3. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念を持って、排除の姿勢を堅持する。

2. 態勢

1. 統括部署の設置

【1】統括部署

統括部署：総務部 危機管理課

コンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署を総務部危機管理課とし、総務部長をコンプライアンス統括部署責任者、及び常勤役員（専務）をコンプライアンス統括管理者としています。

【2】統括部署の役割

- (1) 組合のコンプライアンス態勢全般に係る企画・推進・進捗管理
- (2) コンプライアンス・マニュアル及び関係規程等の制定・見直し
- (3) コンプライアンス・プログラムの策定及び進捗管理
- (4) コンプライアンスについての教育・啓蒙
- (5) コンプライアンス上の問題発生時等の関係部署に対する調査・事後処理・防止などの指示ならびに報告内容のとりまとめ及び再発防止策等の企画・指示
- (6) 重要なコンプライアンス上の問題発生時のコンプライアンス委員会への報告
- (7) コンプライアンス委員会の事務局

2. コンプライアンス責任者および担当者

【1】コンプライアンス責任者

コンプライアンス責任者は、本所の各部門長とし、コンプライアンスにかかる主管部署としています。

【2】コンプライアンス担当者

コンプライアンス担当者は、各部署の課長及び支所長・出張所長等としています。

【3】コンプライアンス責任者の役割

- (1) 主管業務にかかるコンプライアンス関連事項の統括
- (2) 主管業務にかかるコンプライアンスについての教育・啓蒙
- (3) 職員に対する啓発活動の実施
- (4) 主管業務にかかるコンプライアンス上の問題発生時等のコンプライアンス統括部署への連絡・相談・報告と対応

3. コンプライアンス委員会

【1】委員会の目的

コンプライアンス態勢にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行い、当組合の遵守体制を確立・発展させていくことを目的としています。

【2】委員会の構成

- (1) 常勤役員
- (2) 参事、内部監査室長、総合企画室長、総務部長
- (3) 職員の懲罰については総務課長も加えます。
- (4) 必要により J A 外の者を加えます。
- (5) 委員長は、組合長とし、副委員長及び担当理事を専務とします。
- (6) 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができます。

【3】検討・審議事項

- (1) コンプライアンス態勢にかかる企画・推進に関すること
- (2) コンプライアンスに関する諸規程等の見直しに関すること
- (3) コンプライアンス実践のための実施計画の検討・進捗管理に関すること
- (4) コンプライアンスの検査結果に関すること
- (5) コンプライアンスに関する諸問題及び情報に関すること
- (6) 職員の業務上における事故並びに交通事故等の処分審議
- (7) その他コンプライアンスに関すること

4. コンプライアンス報告制度

【1】相談・連絡体制

- (1) 通常のコンプライアンスに関わる相談窓口は、各部署のコンプライアンス責任者または担当者とします。ただし、直接相談できない場合は、統括部署に対し相談が出来るものとします。また、特定業務にかかる相談等は、担当業務を所轄する主管部署に適宜相談します。
- (2) 匿名による苦情・相談等も可能とします。ただし、いたずらや中傷を目的としたものは厳重に処罰します。
- (3) 責任者、担当者および統括部署は、問い合わせ内容や相談事項についての秘密とプライバシーを厳守します。

【2】ヘルプライン(内部通報制度)

ヘルプラインとは、J A 内で現在起きている不祥事やその可能性があると感じた役職員が、ヘルプライン担当先に通常のコンプライアンス担当ラインとは別に相談・通報する仕組みです。

ヘルプラインは、法令違反等不正に関するリスクを早期に発見・解明し、不祥事の早期発見・未然防止を目指すことを目的としています。

【3】苦情・不祥事等にかかる報告・対応

不祥事が発生した場合や苦情等が生じた場合の具体的な取り扱いについては、別に定める対応要領に基づいて適切

な対応に努めます。

◆ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

・当JAの苦情等受付窓口

各店舗の窓口のほか、下記の窓口でも受け付けます。

・JAバンク相談・苦情等受付窓口（金融部）0893-24-4182

・JA 共済 相談・苦情等受付窓口（共済部）0893-24-4185

電話番号：0893-24-4181

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、愛媛弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◆ 貸出運営についての考え方

組合員及び地域の皆様のさまざまな資金ニーズに、迅速かつ的確にお応えするよう努めております。JAの原点は、組合員・地域住民の皆さまから信頼されることです。信頼を得るためには、今、皆さまが何を必要とされているかを的確に理解し、本当に満足頂けるサービスを提供していくことだと考えております。そのため、ご相談いただける“JAバンク”の実現を目指します。

◆ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

（平成22年10月1日制定、平成30年4月1日最終改正）

愛媛たいき農業協同組合（以下「当組合」という）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下「マネー・ローンダリング等」という）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下「政府指針」という）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◆ 内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部統制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の助言・勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◆ 個人情報保護方針

(平成 17 年 4 月 1 日制定、平成 29 年 5 月 30 日最終改定)

愛媛たいき農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 2 条第 4 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

◆ 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を厳守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行なえるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆ 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
 - ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
 - ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

6. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年３月末における自己資本比率は１８.６８％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	愛媛たいき農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,420,953 千円（前年度 3,471,471 千円）

当ＪＡでは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。また、平成１９年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

7. 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

商 品 名	特 徴	期 間	預 入 金 額
総 合 口 座	貯める・受取る・支払う・借りる	出し入れ自由	1円以上限度なし
貯 蓄 貯 金	お預け入れ残高に応じた金額階層別金利	出し入れ自由	1円以上
期日指定定期貯金	据置期間1年・経過払戻可	最長3年間	1円以上300万円未満
ス ー パー 定 期	お預入期間は1ヶ月以上5年以内で自由にお選びいただけます。また、3年以上には複利型もご用意しております。	1ヶ月以上5年以内	1円以上(1円単位)
大 口 定 期 貯 金	1,000万円からの大口資金運用に有利で安全な商品です。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上(1円単位)
譲 渡 性 貯 金	企業・法人間での取引	定型方式:1ヶ月以上5年以内 期日指定方式:7日以上5年未満	1,000万円以上(1円単位)
変動金利定期貯金	個人のみ・半年複利	1年以上～3年以内	1円以上(1円単位)
定 期 積 金	目的に応じ設定	6ヶ月以上～10年以内	掛金1,000円以上
一 般 財 形 貯 金	給料天引き	3年以上	1円以上
財 形 年 金 貯 金 財 形 住 宅 貯 金	給料天引き	5年以上	非課税限度額550万円
個人向け国債	元本・利息保証	5年固定・10年変動	

*その他商品も多数ございますので、詳細については窓口でお尋ねください。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付業務、個人向けローンも取り扱っています。

貸出種類	資金の使途	貸出期間
J A 住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築、増改築等	3年以上35年以内
J A マ イ カ ー ロ ー ン	自動車購入、車検・修理費用	6ヶ月以上10年以内
J A 教 育 ロ ー ン	大学等への進学、在学資金	16年10ヶ月以内(据置期間含む)
J A 農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	農機具・パイプハウス・格納庫建設	6ヶ月以上10年以内
J A カ ー ド ロ ー ン	生活に必要な資金	1年(自動更新)一部の商品は2年(自動更新)
営 農 ロ ー ン	営農活動に必要な資金	1年(自動更新)
農 林 公 庫 資 金	農地の購入、改良等、農業	25年以内など
農 業 改 良 資 金	農業事業資金	10年以内など
農 業 近 代 化 資 金	農業用施設、機械購入	15年以内など

◇為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービス提供に努めています。

◇各種手数料一覧

○為替手数料

(令和5年2月1日改正)

区 分				手 数 料 (消 費 税 含)														
				JA ネット バンク (個人)	JA ネットバンク(法人)			JA データ伝送サービス (ADP)			A T M利用			定時定額 自動振込	総合振込			窓口 利用
					振 込 振 替	総 合 振 込	給 与 賞 与	振 込 振 替	総 合 振 込	給 与 賞 与	県 内 系 統	県 外 系 統	他 行		M T 等	帳 票	給 与 賞 与	
月 額 基 本 手数料	照会振込サービス			無料	1,100 円	—	—	—	—	—	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	照会振込サービス+データ伝送サービス			無料	3,300 円			3,300 円			無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
振込 手数料	当 店 へ 送 金	3 万円未満	1 件	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	220 円	無料	110 円	110 円	無料	330 円
			1 件	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	440 円	無料	220 円	330 円	無料	550 円	
	当 組 合 本 支 所 へ 送 金	3 万円未満	1 件	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円	無料	無料	無料	220 円	110 円	110 円	220 円	無料	330 円
			1 件	無料	220 円	220 円	無料	220 円	220 円	無料	無料	440 円	220 円	220 円	440 円	無料	550 円	
	県 内 系 統 金 融 機 関 へ 送 金	3 万円未満	1 件	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円	無料	無料	無料	220 円	110 円	110 円	220 円	無料	330 円
			1 件	無料	220 円	220 円	無料	220 円	220 円	無料	無料	440 円	220 円	220 円	440 円	無料	550 円	
	県 外 系 統 金 融 機 関 へ 送 金	3 万円未満	1 件	110 円	110 円	110 円	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円	220 円	110 円	110 円	220 円	無料	330 円
			1 件	220 円	220 円	220 円	無料	220 円	220 円	無料	220 円	220 円	440 円	220 円	220 円	440 円	無料	550 円
	他金融機関へ送金	3 万円未満	1 件	220 円	275 円	275 円	220 円	275 円	275 円	220 円	330 円	385 円	495 円	275 円	275 円	495 円	220 円	605 円
			1 件	220 円	330 円	330 円	220 円	330 円	330 円	220 円	440 円	550 円	660 円	330 円	330 円	660 円	220 円	770 円
		3 万円以上	1 件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	660 円
			1 件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	880 円
給 与 振 込 手数料	当 店 ・ 当 組 合 本 支 所 系 統 金 融 機 関 へ 送 金			1 件	無 料													
	他 金 融 機 関 へ 送 金			1 件	220 円													
送 金 手数料	当 組 合 本 支 所 県 内 系 統 金 融 機 関 へ 送 金			1 件	440 円													
	他 金 融 機 関 へ 送 金			1 件	660 円													
代 金 取 立 手数料	当 組 合 本 支 所 へ 送 金			1 通	220 円													
	県 内 系 統 金 融 機 関 へ 送 金			1 通	440 円													
	他 金 融 機 関 へ 送 金	普 通 (集 中 取 立)		1 通	660 円													
		至 急 (個 別 取 立)		1 通	880 円													
	手形交換			1 通	220 円													
そ の 他 諸 手 数 料	振 込 ・ 送 金 の 組 戻 料			1 件	660 円													
	不 渡 手 形 返 却 料			1 通	660 円													
	取 立 手 形 組 戻 料			1 通	660 円													
	取 立 手 形 店 頭 呈 示 料			1 通	660 円													
ただし、660 円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。																		

ただし、660 円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。

○キャッシュカード・ローンカード（1件につき）

区分				利用時間		手数料(消費税含)		
農協カード	当組合カード 県内農協カード	平日	支払	8：00 ～ 21：00		無 料		
			受入	8：00 ～ 21：00				
		土曜日	支払	8：45 ～ 21：00				
			受入	8：45 ～ 21：00				
		日曜日・祝日	支払	9：00 ～ 21：00				
			受入	9：00 ～ 21：00				
	県外農協カード	平日	支払	8：00 ～ 21：00				
			受入	8：00 ～ 21：00				
		土曜日・日曜日・祝日	支払	9：00 ～ 21：00				
			受入	9：00 ～ 21：00				
JF マリンバンクカード		平日	支払	8：00 ～ 21：00		無 料		
		土曜日・日曜日・祝日	支払	9：00 ～ 21：00				
伊予銀行カード 愛媛銀行カード 三菱東京 UFJ 銀行カード		平日	支払	8：00 ～ 8：45		110 円		
				8：45 ～ 18：00		無 料		
				18：00 ～ 21：00		110 円		
		土曜日・日曜日・祝日・年末日		支払	9：00 ～ 21：00		110 円	
他金融機関カード (JF マリンバンクカード、伊予銀行 カード、愛媛銀行カード、三菱東京 UFJ 銀行カードを除く)		平日	支払	8：00 ～ 8：45		220 円		
				8：45 ～ 18：00		110 円		
				18：00 ～ 21：00		220 円		
		土曜日・日曜日・祝日		支払	9：00 ～ 21：00		220 円	
ゆうちょ銀行 ATM 利用 ※当組合のキャッシュカードでゆうちょ 銀行の ATM を利用した場合の手数料です。		平日	支払	8：00 ～ 8：45		110 円		
				8：45 ～ 18：00		無 料		
				18：00 ～ 21：00		110 円		
			受入	8：00 ～ 8：45		110 円		
				8：45 ～ 18：00		無 料		
				18：00 ～ 21：00		110 円		
		土曜日・日曜日・祝日		支払	9：00 ～ 21：00		110 円	
				受入	9：00 ～ 21：00		110 円	

			利用時間	手数料(消費税含)
イーネット ATM ローソン銀行 ATM 利用料 ※当組合カードでイーネット ATM ローソン銀行 ATM を利用した場合の 手数料です。	平日	支払	8:00 ～ 8:45	110 円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	110 円
		受入	8:00 ～ 8:45	110 円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	110 円
	土曜日	支払	9:00 ～ 14:00	無料
			14:00 ～ 21:00	110 円
		受入	9:00 ～ 14:00	無料
			14:00 ～ 21:00	110 円
	日曜日・祝日	支払	9:00 ～ 21:00	110 円
		受入	9:00 ～ 21:00	110 円

※JA カードによる愛媛銀行・三菱東京 UFJ 銀行 ATM での出金手数料は、平日 18:00 まで JA の ATM 同様無料です。

※JA カード以外の出金は出金金額の他に、ご利用手数料（消費税を含む）として 1 取引につき上記の金額を、お取引口座より引落しさせていただきます。

○発行手数料等

（注）一般取引先（個人・法人）に限る。

区分			手数料（消費税含）
小切手・手形用紙等	小切手用紙交付料	1 冊（50 枚）	2,200 円
	約束手形用紙交付料	1 冊（50 枚）	3,300 円
	為替手形用紙交付料	1 冊（20 枚）	3,300 円
自己宛小切手発行		1 枚	550 円
口座開設（ローンカード発行）		1 口座	無 料
残高証明書	当組合所定用紙での発行	1 通	330 円
	当組合所定外用紙での発行	監査法人	1 通
		その他	1 通
貸出金関係証明書	融資証明書	1 通	330 円
	利息支払証明書	1 通	330 円
取引履歴明細表（注）		一取引先	330 円
再発行	通帳	1 冊	1,100 円
	証書	1 枚	
	キャッシュカード	1 枚	
	IC キャッシュカード	1 枚	
	IC キャッシュカード・クレジット一体型カード	1 枚	
	ローンカード	1 枚	

（注）一般取引先（個人・法人）に限る。

依頼日前日から過去最大 10 年までのお取り扱いとし、郵送を希望される場合は別途郵送料をいただきます。

○ネットバンキング手数料

区分	手数料（消費税含）
ネットバンキング利用（インターネット・モバイル）	1 契約（月間） 無 料

○振替手数料

区分	手数料（消費税含）
自 動 振 替 （定時・定額自動振替を含む）（1 件につき）	データ伝送・MT・FD 55 円
貯 蓄 貯 金 （定時・定額自動振替を含む）（1 件につき）	順スイング [※] （普通貯金→貯蓄貯金） 逆スイング [※] （貯蓄貯金→普通貯金） 無 料 110 円

○国債振替決済口座管理手数料

区分	手数料（消費税含）
国債振替決済口座管理	1 口座（年間） 無 料
振替口座簿記載事項証明書の発行	1 通 無 料

○デビットカード・サービス

基準	税抜手数料		
	利率	上限	下限
一回の売買取引債務（消費税込）の額に対して	1%	100 円	15 円

○貸出金手数料

区分				手数料（消費税含）
住宅ローン	融 資		1 取引	55,000 円
	変 動 型	全額繰上償還	1 取引	5,500 円
		一部繰上償還（期間短縮、償還額軽減）	1 取引	3,300 円
		IB 一部繰上償還（期間短縮、償還額軽減）	1 取引	無 料
		固定金利期間の再選択	1 取引	5,500 円
		全額繰上償還	1 取引	22,000 円
	固 定 型	一部繰上償還（期間短縮、償還額軽減）	1 取引	3,300 円
		IB 一部繰上償還（期間短縮、償還額軽減）	1 取引	無 料
		金利変更	1 取引	5,500 円
生活ローン		教育・マイカー等	IB 一部繰上償還（期間短縮、償還額軽減）	1 取引
貸貸 住宅ローン	融 資		1 取引	110,000 円
	変 動 型	全額繰上償還	1 取引	11,000 円
		一部繰上償還	1 取引	3,300 円
		固定金利期間の再選択	1 取引	5,500 円
		全額繰上償還	1 取引	33,000 円
	固 定 型	一部繰上償還	1 取引	3,300 円
		金利変更	1 取引	5,500 円
担保手形・割引手形の取立・組戻等			1 件	為替（代金取立）に準じる

※生活ローンにおける窓口扱い取引（一部繰上・全額繰上等）についても手数料は無料

○両替手数料（1 取引につき）

区分	枚数	手数料（消費税含）
窓口両替 ※両替前後で多い方の枚数基準	50 枚以下	無 料
	51 枚以上、100 枚以下	無 料 ※1
	101 枚以上、500 枚以下	330 円
	501 枚以上、1,000 枚以下	440 円
	1,001 枚以上、2,000 枚以下	770 円
	2,001 枚以上	1,000 枚毎に 330 円追加
大量硬貨入出金手数料	100 枚以下	無 料
	101 枚以上、500 枚以下	330 円
	501 枚以上、1,000 枚以下	440 円
	1,001 枚以上、2,000 枚以下	770 円
	2,001 枚以上	1,000 枚毎に 330 円追加

※1 当組合口座がない場合は220円いただきます。（公金含）
口座の有無については、通帳もしくはキャッシュカードの窓口提示で確認します。
※2 繁忙期はお断りする場合がございます。

○個人情報の開示等事務手数料

内容	手数料（消費税含）
店頭での受取の場合	1 件 550 円
郵送の場合	1 件 1,100 円

○未利用口座管理手数料

内容	手数料（消費税含）
年間	1,320 円

※ 令和3年10月1日以降に開設された普通貯金・貯蓄貯金口座のうち、最終取引日から2年以上取引がなく、かつ、貯金残高が10,000円未満の口座を対象とする。

- ◇共済事業 JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。JA 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。
- ◇購買事業 農業に必要な肥料・農薬・飼料・農機・育苗等の生産資材と、快適な生活を送るための生活必需品や耐久消費材等を中心に組合員・地域住民の皆様に提供しております。
- ◇販売事業 農家組合員の生産した米・柿・トマト・栗・ぶどう・柑橘・花卉・椎茸・肉豚などの農畜産物を集出荷し、各市場等に販売しております。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科目		令和4年度 令和5年3月31日	令和3年度 令和4年3月31日	科目		令和4年度 令和5年3月31日	令和3年度 令和4年3月31日
1	信用事業資産	137,010,717	135,590,654	1	信用事業負債	137,566,831	136,003,268
(1)	現金	248,007	230,016	(1)	貯金	137,189,325	135,644,037
(2)	預金	121,599,281	120,040,106	(2)	借入金	446	891
	系統預金	121,598,765	120,038,637	(3)	その他の信用事業負債	377,059	358,339
	系統外預金	516	1,469		未払費用	15,229	14,665
(3)	有価証券	3,934,950	4,392,390		その他の負債	361,830	343,673
	国債	3,724,670	4,179,010	2	共済事業負債	445,230	429,181
	地方債	210,280	213,380	(1)	共済資金	271,999	251,769
(4)	貸出金	11,147,456	10,848,164	(2)	未経過共済付加収入	169,696	172,313
(5)	その他の信用事業資産	93,259	92,683	(3)	共済未払費用	3,307	4,858
	未収収益	66,353	67,680	(4)	その他の共済事業負債	226	240
	その他の資産	26,905	25,002	3	経済事業負債	971,308	877,030
(6)	貸倒引当金	△12,236	△12,706	(1)	経済事業未払金	784,064	690,679
2	共済事業資産	14,148	10,116	(2)	経済受託債務	118,662	115,737
(1)	その他の共済事業資産	14,148	10,116	(3)	その他の経済事業負債	68,580	70,613
3	経済事業資産	1,715,679	1,587,765	4	設備借入金	362,440	390,320
(1)	受取手形	42,932	43,604	5	雑負債	306,746	321,649
(2)	経済事業未収金	543,229	529,334	(1)	未払法人税等	29,871	32,264
(3)	経済受託債権	78,969	54,355	(2)	その他の負債	276,874	289,384
(4)	棚卸資産	1,003,300	921,643	6	諸引当金	804,942	874,431
	購買品	289,506	247,672	(1)	賞与引当金	70,800	74,500
	加工品	306,115	274,737	(2)	退職給付引当金	696,885	734,547
	その他の棚卸資産	407,678	399,232	(3)	役員退職慰労引当金	37,257	32,854
(5)	その他の経済事業資産	83,986	70,658	(4)	災害損失引当金	-	32,530
(6)	貸倒引当金	△36,739	△31,831	7	再評価に係る繰延税金負債	488,136	489,714
4	雑資産	335,740	412,763	負債の部 合計		140,945,634	139,385,595
(1)	雑資産	335,742	412,767				
(2)	貸倒引当金	△2	△4				
5	固定資産	6,222,426	6,377,046	1	組合員資本	9,400,014	9,238,006
(1)	有形固定資産	6,220,597	6,374,672	(1)	出資金	3,420,953	3,471,471
	建物	6,565,531	6,755,420	(2)	資本準備金	492,066	492,066
	機械装置	2,299,185	2,230,093	(3)	利益剰余金	5,509,021	5,327,905
	土地	4,426,055	4,454,536		利益準備金	2,137,420	2,097,420
	構築物	682,409	680,978		その他利益剰余金	3,371,601	3,230,485
	車両運搬具	58,797	63,523		営農振興積立金	370,000	210,000
	器具備品	465,261	468,184		経営安定化対策積立金	1,500,000	1,500,000
	その他の有形固定資産	10,692	14,467		農業経営支援積立金	470,000	500,000
	建設仮勘定	12,804	-		営農生活事業支援積立金	4,723	42,493
	減価償却累計額	△8,300,140	△8,292,532		税効果調整積立金	276,219	301,978
(2)	無形固定資産	1,828	2,374		特別積立金	300,000	300,000
6	外部出資	4,959,764	4,908,183		当期末処分剰余金	450,658	376,013
(1)	外部出資	4,967,488	4,967,539		(うち当期分)	(194,008)	(19,868)
	系統出資	4,384,575	4,384,575	(4)	処分未済持分	△22,027	△53,437
	系統外出資	131,913	131,964	2	評価・換算差額等	184,393	544,932
	子会社等出資	451,000	451,000	(1)	その他有価証券評価差額金	△574,281	△217,849
(2)	外部出資等損失引当金	△7,723	△59,355	(2)	土地再評価差額金	758,675	762,802
7	繰延税金資産	271,566	282,024	純資産の部合計		9,584,407	9,782,958
資産の部合計		150,530,042	149,168,554	負債及び純資産の部合計		150,530,042	149,168,554

2, 損益計算書

(単位:千円)

科目	令和4年度: 自令和4年4月 1日 至令和5年3月31日	令和3年度: 自令和3年4月 1日 至令和4年3月31日
1 事業総利益	2, 523, 796	2, 548, 028
事業収益	7, 345, 250	7, 264, 191
事業費用	4, 821, 453	4, 716, 163
(1) 信用事業収益	1, 027, 385	1, 013, 846
資金運用収益	946, 391	957, 165
(うち預金利息)	(628, 998)	(648, 698)
(うち有価証券利息)	(33, 549)	(22, 665)
(うち貸出金利息)	(141, 076)	(141, 300)
(うちその他受入利息)	(142, 768)	(144, 501)
役務取引等収益	33, 667	34, 802
その他事業直接収益	-	-
その他経常収益	47, 326	21, 878
(2) 信用事業費用	94, 168	91, 750
資金調達費用	26, 187	21, 899
(うち貯金利息)	(21, 084)	(17, 138)
(うち給付補填備金繰入)	(1, 945)	(2, 180)
(うち借入金利息)	(242)	(66)
(うちその他支払利息)	(2, 914)	(2, 513)
役務取引等費用	8, 128	8, 543
その他経常費用	59, 852	61, 307
(うち貸倒引当金戻入益)	(△470)	(△3, 642)
信用事業総利益	933, 216	922, 096
(3) 共済事業収益	704, 810	746, 501
共済付加収入	651, 862	672, 237
共済貸付金利息	-	-
その他の収益	52, 947	74, 263
(4) 共済事業費用	40, 007	40, 216
共済借入金利息	-	-
共済推進費	6, 322	7, 753
共済保全費	7, 764	7, 454
その他の費用	25, 920	25, 008
共済事業総利益	664, 802	706, 285
(5) 購買事業収益	3, 793, 255	3, 659, 994
購買品供給高	3, 677, 930	3, 552, 475
購買手数料	33, 218	30, 237
その他の収益	82, 106	77, 282
(6) 購買事業費用	3, 263, 031	3, 163, 034
購買品供給原価	3, 111, 663	3, 016, 897
購買品供給費	32, 607	32, 792
その他の費用	118, 760	113, 344
(うち貸倒引当金繰入額/戻入益)	(5, 854)	(△1, 251)
(うち貸倒損失)	(-)	(-)
購買事業総利益	530, 224	496, 960
(7) 販売事業収益	392, 555	375, 138
販売品販売高	84, 175	60, 891
販売手数料	92, 832	93, 048
その他の収益	215, 547	221, 198
(8) 販売事業費用	279, 089	253, 396
販売品販売原価	79, 172	56, 050
販売費	11, 469	9, 353
その他の費用	188, 446	187, 991
(うち貸倒引当金繰入額/戻入益)	(1)	(△15)
販売事業総利益	113, 466	121, 741
(9) 加工事業収益	764, 771	800, 830
(10) 加工事業費用	683, 648	719, 687
(うち貸倒引当金繰入額/戻入益)	(△958)	(2, 645)
加工事業総利益	81, 123	81, 143
(11) 製造事業収益	216, 621	224, 147
(12) 製造事業費用	182, 851	197, 985
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1)	(△16)
製造事業総利益	33, 769	26, 162
(13) 農業経営事業収益	273, 439	273, 440
(14) 農業経営事業費用	241, 223	225, 119
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△1)
農業経営事業総利益	32, 216	48, 321
(15) 保管事業収益	442	143

科目	令和4年度: 自令和4年4月 1日 至令和5年3月31日	令和3年度: 自令和3年4月 1日 至令和4年3月31日
(16) 保管事業費用	23	23
保 管 事 業 総 利 益	419	120
(17) 農村工業事業収益	37,540	39,311
(18) 農村工業事業費用	1,908	1,821
農 村 工 業 事 業 総 利 益	35,632	37,489
(19) その他事業収益	427,234	431,997
(20) その他事業費用	292,498	289,649
(うち貸倒引当金繰入額/戻入益)	(12)	(△2)
そ の 他 事 業 総 利 益	134,735	142,347
(21) 指導事業収入	39,021	35,622
(22) 指導事業支出	74,830	70,261
指 導 事 業 収 支 差 額	△35,808	△34,638
2 事業管理費	2,388,401	2,462,262
(1) 人件費	1,730,218	1,792,154
(2) 業務費	189,124	184,886
(3) 諸税負担金	56,133	67,959
(4) 施設費	408,763	413,227
(5) その他事業管理費	4,160	4,033
事 業 利 益	135,395	85,766
3 事業外収益	379,214	318,092
(1) 受取雑利息	253	493
(2) 受取出資配当金	84,380	83,975
(3) 賃貸料	200,703	207,244
(4) 償却債権取立益	1,320	1,500
(5) 外部出資等損失引当金戻入益	51,631	-
(6) 施設撤去損失引当金戻入益	-	-
(7) 災害損失引当金戻入益	15,430	5,150
(8) 貸倒引当金戻入益	-	2
(9) 雑収入	25,495	19,726
4 事業外費用	139,003	152,395
(1) 支払雑利息	150	150
(2) 寄付金	225	181
(3) 賃貸費用	101,050	107,654
(4) 外部出資等損失引当金繰入	-	185
(5) 雑損失	37,578	44,224
経 常 利 益	375,606	251,462
5 特別利益	18,873	50,603
(1) 固定資産処分益	49	212
(2) 一般補助金	18,824	5,314
(3) 圧縮特別勘定戻入益	-	45,076
(4) 災害支援金	-	-
(5) 復旧整備補助金	-	-
6 特別損失	143,630	72,399
(1) 固定資産処分損	2,602	2,982
(2) 固定資産圧縮損	18,824	48,681
(3) 減損損失	83,559	20,734
(4) 固定資産解体費用	38,644	-
税 引 前 当 期 利 益 / 損 失	250,849	229,666
法人税・住民税及び事業税	47,101	49,412
法人税等調整額	9,739	△17,614
法人税等合計	56,840	31,798
当 期 剰 余 金	194,008	197,868
当期首繰越剰余金	158,994	128,186
土地再評価差額金取崩額	4,127	7,195
農業経営支援積立金取崩	30,000	-
営農生活事業支援積立金取崩額	37,769	41,686
税効果調整積立金取崩額	25,758	1,076
当 期 未 処 分 剰 余 金	450,658	376,013

3. 注記表

令和4年

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

- ①時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

加工品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

当組合は、畜産センターを経営しており、個別法による実際原価計算に基づき、帳簿価額を算出し、収益性の低下により簿価を切下げております。

肥育牛の期末評価額については、平均売却見込額に肉用牛肥育経営安定交付金が発動した場合は、肉用牛肥育経営安定交付制度に基づく交付金の受取見込額を加え、今後要する肥育費用及び販売費用の見込額を控除して算出しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

(2) 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、10,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績率を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基

づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、たけのこ水煮缶や栗の缶詰等の加工食品を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 製造事業

そうめんやうどん等の乾麺を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 農業経営事業

組合員から買い取った肉用仕向け子牛や、センターにて生産した子牛等を哺育育成して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、肥育牛を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、肥育牛の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ その他事業

産直市

組合員から構成される出荷組合が生産した農産物、加工品を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

二 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

三 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 83,559 千円

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 48,978 千円

(2) その他の情報

①算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

四 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,814,687 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	2,093,099 千円
機械装置	1,343,830 千円
構築物	299,278 千円
車両運搬具	10,951 千円
器具備品	67,527 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 1,000,000 千円を借入金（当座貸越）1,000,000 千円の担保に供しています。また、定期預金 100,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	221,054 千円
子会社等に対する金銭債務の総額	800,049 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	35,303 千円
------------------	-----------

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 38,343 千円、危険債権額は 2,964 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権に該当する債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 41,308 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日

平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,646,914 千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

五 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

（１）	子会社等との取引による収益総額	1,241,662千円
	うち事業取引高	1,040,622千円
	うち事業取引以外の取引高	201,040千円
（２）	子会社等との取引による費用総額	272,110千円
	うち事業取引高	269,978千円
	うち事業取引以外の取引高	2,132千円

2. 減損損失に関する注記

（１） 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所関連施設、オズメッセ出張所、和田選果場、キウイ・柑橘選果場、野菜総合集出荷場、総合営農センター、育苗センター、ライスセンター、畜産センター、堆肥センター、アメニセンター、愛たい菜については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
本 所 関 連 施 設	共用資産	建物、構築物
喜 多 支 所	営業用店舗	建物
肱 川 支 所	営業用店舗	構築物、器具備品
オ ー ト パ ル 農 機	営業用店舗	土地、建物、機械装置、器具備品
五 十 崎 麵 工 場	営業用店舗	土地、建物
若 宮 土 地	賃貸用固定資産	土地
黒 田 土 地	賃貸用固定資産	土地
東 大 洲 テ ナ ン ト	賃貸用固定資産	土地
旧 三 善 米 倉 庫 跡 地	遊休資産	土地
旧 肱 川 農 機 Ｓ Ｓ	遊休資産	土地
旧 大 川 出 張 所	遊休資産	土地
旧 櫛 生 出 張 所	遊休資産	土地
五 十 崎 土 地	業務外固定資産	土地

（２） 減損損失の認識に至った経緯

本所関連施設及び喜多支所については、令和5年度での解体が決定していることから、帳簿価格を1円まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

オートパル農機、五十崎麵工場、肱川支所については、営業収支が過去3期において2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

若宮土地、黒田土地、東大洲テナントは賃貸用固定資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧三善米倉庫跡地、旧肱川農機ＳＳ、旧大川出張所、旧櫛生出張所、については遊休資産、五十崎土地については業務外固定資産とし、早期処分対象であることから回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

（３） 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

本所関連施設	4,982千円	（建物 4,894千円、構築物 88千円）
喜多支所	24,606千円	（建物 24,606千円）
肱川支所	1,098千円	（構築物 291千円、器具備品 806千円）
オートパル農機	12,563千円	（土地 583千円、建物 8,941千円、機械装置 2,553千円、器具備品 484千円）
五十崎麵工場	27,634千円	（土地 15,334千円、建物 12,299千円）
若宮土地	6,370千円	（土地 6,370千円）
黒田土地	22千円	（土地 22千円）
東大洲テナント	3千円	（土地 3千円）
旧三善米倉庫跡地	93千円	（土地 93千円）
旧肱川農機ＳＳ	5,517千円	（土地 5,517千円）
旧大川出張所	461千円	（土地 461千円）
旧櫛生出張所	94千円	（土地 94千円）

五十崎土地	111 千円	(土地 111 千円)
合計	83,559 千円	(土地 28,592 千円、建物 50,741 千円、構築物 380 千円、 機械装置 2,553 千円、器具備品 1,290 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

本所関連施設及び喜多支所、肱川支所、オートパル農機、五十崎麵工場、黒田土地、東大洲テナント、旧三善米倉庫跡地、旧肱川農機ＳＳ、旧大川出張所、旧櫛生出張所、五十崎土地の固定資産の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を基に算定しています。

若宮土地の回収可能価額は、正味売却価額として不動産鑑定評価額を基に算定しています。

六 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

また、設備投資のために愛媛県信用農業協同組合連合会より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、国債、地方債であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が71,392千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預 金	121, 598, 765	121, 589, 147	△9, 617
有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	3, 934, 950	3, 934, 950	—
貸 出 金	11, 147, 456	—	—
貸 倒 引 当 金 (* 1)	12, 236	—	—
貸 倒 引 当 金 控 除 後	11, 135, 219	11, 469, 784	334, 565
資 産 計	136, 668, 934	136, 993, 882	324, 947
貯 金	137, 189, 325	137, 197, 000	7, 675
負 債 計	137, 189, 325	137, 197, 000	7, 675

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、特に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4, 967, 488
外部出資等損失引当金	△7, 723
外部出資等損失引当金控除後	4, 959, 764

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	118, 399, 281	3, 200, 000	—	—	—	—
有 価 証 券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	200, 000	—	4, 300, 000
貸 出 金 (* 1 , * 2)	1, 172, 462	851, 709	710, 821	633, 788	582, 232	7, 194, 643
合 計	119, 571, 743	4, 051, 709	710, 821	833, 788	582, 232	11, 494, 643

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越 171, 349 千円については「1 年以内」に含めています。

(* 2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 1, 798 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(* 1)	132, 106, 934	3, 118, 157	1, 311, 287	305, 583	288, 206	59, 156
合計	132, 106, 934	3, 118, 157	1, 311, 287	305, 583	288, 206	59, 156

七 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を超えるもの	地 方 債 小 計	210,280 210,280	199,985 199,985	10,294 10,294
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債 小 計	3,724,670 3,724,670	4,306,398 4,306,398	△581,728 △581,728
合計		3,934,950	4,506,384	△571,434

なお、上記差額から繰延税金負債 2,847 千円を差し引いた額△574,281 千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当はありません。

八 退職給付に関する注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	734,547 千円
退職給付費用	75,799 千円
退職給付の支払額	△ 81,675 千円
年金制度への拠出金	△ 9,753 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 22,032 千円
期末における退職給付引当金	696,885 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,273,977 千円
年金資産	△ 281,996 千円
特定退職金共済制度	△ 295,096 千円
未積立退職給付債務	696,885 千円
退職給付引当金	696,885 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	75,799 千円
----------------	-----------

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,776 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、215,475 千円です。

九 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
減損損失	339,135 千円
退職給付引当金超過額	192,758 千円
貸倒引当金超過額	34,359 千円
借地造成費	21,458 千円
賞与引当金	19,583 千円
貯金(指導支出)	10,633 千円
役員退職慰労引当金	10,305 千円
外部出資評価損	8,610 千円
子会社株式	6,195 千円
その他	13,355 千円
繰延税金資産小計	656,396 千円
評価性引当額(控除)	△ 380,176 千円
繰延税金資産合計(A)	276,219 千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△ 1,806 千円
その他有価証券評価差額金	△ 2,847 千円

繰延税金負債合計（Ｂ）	△	4,653 千円
繰延税金資産の純額（Ａ）＋（Ｂ）		<u>271,566 千円</u>

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.66%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.29%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△	4.67%
住民税均等割等		1.77%
評価性引当額の増減	△	2.22%
その他	△	1.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		<u>22.66%</u>

十 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和3年

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

（1） 子会社株式

移動平均法による原価法

（2） その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

加工品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

当組合は、畜産センターを経営しており、個別法による実際原価計算に基づき、帳簿価額を算出し、収益性の低下により簿価を切下げております。

肥育牛の期末評価額については、平均売却見込額に肉用牛肥育経営安定交付金が発動した場合は、肉用牛肥育経営安定交付制度に基づく交付金の受取見込額を加え、今後要する肥育費用及び販売費用の見込額を控除して算出しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1） 有形固定資産

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

（2） 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

（1） 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、10,000 千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績率を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（2） 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(6) 災害損失引当金

被災した資産の復旧、解体撤去に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、たけのこ水煮缶や栗の缶詰等の加工食品を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 製造事業

そうめんやうどん等の乾麺を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 農業経営事業

組合員から買い取った肉用仕向け子牛や、センターにて生産した子牛等を哺育育成して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、肥育牛を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、肥育牛の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ その他事業

産直市

組合員から構成される出荷組合が生産した農産物、加工品を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

二 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等を適用した結果、事業収益が 1,238,619 千円、事業費用が 1,238,619 千円それぞれ減少しております。なお、事業利益、経常利益及び税引前当期利益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

三 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 20,734 千円

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 2 年 6 月に設定した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

四 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,821,966 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	2,100,856 千円
機械装置	1,343,573 千円
構築物	297,333 千円
車両運搬具	12,675 千円
器具備品	67,527 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 1,000,000 千円を借入金（当座貸越）1,000,000 千円の担保に供しています。また、定期預金 100,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 保証債務

当組合は、子会社である株式会社オズメッセの愛媛県信用農業協同組合連合会からの借入金に対し、債務保証を行っています。

株式会社オズメッセ 350,000 千円

4. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	266,676 千円
子会社等に対する金銭債務の総額	813,871 千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 41,454 千円

6. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 45,354 千円、危険債権額は 4,381 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由

により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権に該当する債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 49,735 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
- 「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
- 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,646,249 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

五 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額
- | | | |
|-----|-----------------|--------------|
| (1) | 子会社等との取引による収益総額 | 1,146,604 千円 |
| | うち事業取引高 | 956,683 千円 |
| | うち事業取引以外の取引高 | 189,920 千円 |
| (2) | 子会社等との取引による費用総額 | 243,996 千円 |
| | うち事業取引高 | 242,465 千円 |
| | うち事業取引以外の取引高 | 1,530 千円 |
2. 減損損失に関する注記
- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
- 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗については支所ごと、また、業務外固定資産（賃貸用固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
- 本所、オズメッセ出張所、和田選果場、キウイ・柑橘選果場、野菜総合集出荷場、総合営農センター、育苗センター、ライスセンター、畜産センター、堆肥センター、アメニセンター、愛たい菜については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
オ ー ト パ ル 農 機	営業用店舗	土地
若 宮 土 地	賃貸用固定資産	土地
黒 田 土 地	賃貸用固定資産	土地
東 大 洲 テ ナ ン ト	賃貸用固定資産	土地、建物
第 二 共 選 場 跡 地	遊休資産	土地
旧 久 米 取 扱 所	遊休資産	土地
旧 御 祓 取 扱 所 跡 地	遊休資産	土地
旧 三 善 米 倉 庫 跡 地	遊休資産	土地
旧 肱 川 農 機 S S	遊休資産	土地
旧 大 洲 支 所	遊休資産	土地
旧 平 野 支 所	遊休資産	土地
旧 大 川 出 張 所	遊休資産	土地
旧 蔵 川 取 扱 所	遊休資産	土地
旧 三 善 出 張 所	遊休資産	土地

旧 南 久 米 出 張 所	遊休資産	土地
旧 大 和 支 所	遊休資産	土地
旧 白 滝 出 張 所	遊休資産	土地
五 十 崎 土 地	業務外固定資産	土地

(2) 減損損失の認識に至った経緯

オートパル農機については、営業収支が過去3期において2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

若宮土地、黒田土地、東大洲テナントは賃貸用固定資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

第二共選場跡地、旧久米取扱所、旧御祓取扱所跡地、旧三善米倉庫跡地、旧肱川農機SS、旧大洲支所、旧平野支所、旧大川出張所、旧蔵川取扱所、旧三善出張所、旧南久米出張所、旧大和支所、旧白滝出張所については遊休資産、五十崎土地については業務外固定資産とし、早期処分対象であることから回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

オートパル農機	1,993 千円	(土地 1,993 千円)
若宮土地	6,540 千円	(土地 6,540 千円)
黒田土地	28 千円	(土地 28 千円)
東大洲テナント	743 千円	(土地 364 千円、建物 379 千円)
第二共選場跡地	786 千円	(土地 786 千円)
旧久米取扱所	12 千円	(土地 12 千円)
旧御祓取扱所跡地	134 千円	(土地 134 千円)
旧三善米倉庫跡地	35 千円	(土地 35 千円)
旧肱川農機SS	761 千円	(土地 761 千円)
旧大洲支所	3,087 千円	(土地 3,087 千円)
旧平野支所	153 千円	(土地 153 千円)
旧大川出張所	102 千円	(土地 102 千円)
旧蔵川取扱所	206 千円	(土地 206 千円)
旧三善出張所	153 千円	(土地 153 千円)
旧南久米出張所	862 千円	(土地 862 千円)
旧大和支所	152 千円	(土地 152 千円)
旧白滝出張所	4,865 千円	(土地 4,865 千円)
五十崎土地	113 千円	(土地 113 千円)
合計	20,734 千円	(土地 20,355 千円、建物 379 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

オートパル農機、黒田土地、東大洲テナント、第二共選場跡地、旧久米取扱所、旧御祓取扱所跡地、旧三善米倉庫跡地、旧肱川農機SS、旧大洲支所、旧平野支所、旧大川出張所、旧蔵川取扱所、旧三善出張所、旧南久米出張所、旧大和支所、旧白滝出張所、五十崎土地の固定資産の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を基に算定しています。

若宮土地の回収可能価額は、正味売却価額として不動産鑑定評価額を基に算定しています。

六 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

また、設備投資のために愛媛県信用農業協同組合連合会より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、国債、地方債であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益

化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金融リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が106,841千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預 金	120,040,106	120,040,854	747
有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	4,392,390	4,392,390	—
貸 出 金	10,848,164	—	—
貸 倒 引 当 金 (* 1)	△12,706	—	—
貸 倒 引 当 金 控 除 後	10,835,457	11,356,452	520,994
資 産 計	135,267,954	135,789,697	521,742
貯 金	135,644,037	135,660,001	15,963
負 債 計	135,644,037	135,660,001	15,963

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	4,967,539
外部出資等損失引当金	△59,355
外部出資等損失引当金控除後	4,908,183

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示

に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	120,040,106	-	-	-	-	-
有 価 証 券						
其他有価証券のうち満期があるもの	100,000	-	-	-	200,000	4,300,000
貸 出 金 (* 1 , * 2)	1,194,033	847,544	791,556	648,066	569,795	6,795,222
合 計	121,334,140	847,544	791,556	648,066	769,795	11,095,222

(*1) 貸出金のうち、当座貸越169,904千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等1,944千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	129,774,380	2,418,914	2,764,229	352,887	265,300	68,325
合計	129,774,380	2,418,914	2,764,229	352,887	265,300	68,325

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

七 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	100,630	99,926	703
	地 方 債	213,380	199,981	13,398
	小 計	314,010	299,908	14,101
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	4,078,380	4,306,625	△228,245
	小 計	4,078,380	4,306,625	△228,245
合 計		4,392,390	4,606,533	△214,143

なお、上記差額から繰延税金負債3,706千円を差し引いた額△217,849千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当はありません。

八 退職給付に関する注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	750,336千円
退職給付費用	79,001千円
退職給付の支払額	△62,094千円
年金制度への拠出金	△10,078千円
特定退職金共済制度への拠出金	△22,617千円
期末における退職給付引当金	734,547千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,331,137 千円
年金資産	△295,876 千円
特定退職金共済制度	△300,714 千円
未積立退職給付債務	734,547 千円
退職給付引当金	734,547 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	79,001 千円
----------------	-----------

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 26,537 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、258,322 千円です。

九 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
減損損失	332,053 千円
退職給付引当金超過額	203,175 千円
貸倒引当金超過額	33,563 千円
賞与引当金	20,606 千円
借地造成費	20,568 千円
外部出資等損失引当金	16,417 千円
資産除去債務	11,244 千円
貯金（指導支出）	9,261 千円
役員退職慰労引当金	9,087 千円
災害損失引当金	8,997 千円
外部出資評価損	8,610 千円
子会社株式	6,195 千円
その他	7,928 千円
繰延税金資産小計	687,713 千円
評価性引当額（控除）	△385,734 千円
繰延税金資産合計（A）	301,978 千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△16,247 千円
その他有価証券評価差額金	△ 3,706 千円
繰延税金負債合計（B）	△19,953 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	282,024 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.03%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.05%
住民税均等割等	1.93%
土地再評価差額金の取崩し	△1.20%
評価性引当額の増減	△9.92%
その他	△0.61%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.85%

十 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度
1. 当期末処分剰余金/当期末処理損失金	450,658,329	376,013,580
2. 剰余金処分額	316,926,362	217,019,456
利益準備金	40,000,000	40,000,000
任意積立金	230,000,000	160,000,000
営農振興積立金	200,000,000	160,000,000
農業経営支援積立金	30,000,000	-
出資配当金	16,926,270	17,019,456
事業分量配当金	30,000,092	-
3. 次期繰越剰余金	133,731,967	158,994,124

(令和4年度)

- (注) 1. 出資配当金は年0.5%とする。ただし、年度内増資及び新加入については日割り計算とする。
 2. 事業分量配当金は、肥料・農薬の年間供給高に6.5%を乗じた額とし、飼料については、基準日における飼養頭数に成牛5,000円、子牛2,500円、肉豚130円を乗じた額とする。
 3. 営農振興積立金は、営農振興積立金規程による。なお、積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりとする。なお、積立金は毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する金額以上を基準とする。
 4. 農業経営支援積立金は、農業経営支援積立金規程による。なお、積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりとする。なお、積立金は毎事業年度の剰余金から積み立てる。
 5. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額10,000,000円が含まれている。

<別表>

(単位：千円)

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期末残高
営農振興積立金	地域営農振興と営農指導に係る費用の一部を財務収益で確保することを目的とする。	1,000,000	原則として取り崩しは行わない。 但し、農業振興に係る予測しない事態が将来発生し、多額の出費を伴う場合には、総会の決議を得て取り崩すことができる。	370,000
農業経営支援積立金	農産物の生産拡大、新規就農支援、販売価格の下落、資材高騰等に対応することを目指す。	500,000	目的による事由が発生した場合は、理事会の決議により取り崩すことができる。目的外の事由により取り崩す場合、総代会の決議を得て取り崩すことができる	470,000

(令和3年度)

- (注) 1. 出資配当金は年0.5%とする。ただし、年度内増資及び新加入については日割り計算とする。
 2. 営農振興積立金は、営農振興積立金規程による。なお、積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりとする。なお、積立金は毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する金額以上を基準とする。
 3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額10,000,000円が含まれている。

5. 部門別損益計算書（令和4年度）

（単位：千円）

区 分	計	信 用 業 事 業	共 済 業 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共 通 管 理 費 等
事 業 収 益 ①	7,677,076	1,027,385	704,810	3,357,360	2,550,002	37,517	
事 業 費 用 ②	5,153,279	94,168	40,007	2,802,395	2,144,862	71,845	
事業総利益③(①-②)	2,523,796	933,216	664,802	554,965	405,139	△34,327	
事 業 管 理 費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	2,388,401 (166,556) (1,730,218)	659,180 (15,849) (477,861)	517,865 (7,484) (452,855)	780,101 (125,092) (473,320)	303,413 (16,963) (214,605)	127,840 (1,167) (111,574)	
うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		165,171 (11,959) (94,759)	102,919 (7,451) (59,045)	151,699 (10,983) (87,030)	44,048 (3,189) (25,270)	14,951 (1,082) (8,578)	△478,790 (△34,666) (△274,685)
事 業 利 益 ⑧ (③ - ④)	135,395	274,035	146,937	△225,136	101,726	△162,168	
事 業 外 収 益 ⑨	379,214	129,660	80,462	122,429	34,862	11,799	
うち共通分⑩		129,131	80,462	118,599	34,437	11,689	△374,320
事 業 外 費 用 ⑪	139,003	47,344	28,888	44,160	14,262	4,346	
うち共通分⑫		46,362	28,888	42,580	12,364	4,196	△134,392
経 常 利 益 ⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	375,606	356,351	198,511	△146,867	122,325	△154,715	
特 別 利 益 ⑭	18,873	6,511	4,057	5,980	1,736	589	
うち共通分⑮		6,511	4,057	5,980	1,736	589	△18,873
特 別 損 失 ⑯	143,630	49,549	30,874	45,507	13,213	4,485	
うち共通分⑰		49,549	30,874	45,507	13,213	4,485	△143,630
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	250,849	313,313	171,694	△186,395	110,848	△158,611	
営農指導事業分配賦額⑲		9,460	7,051	140,330	1,769	△158,611	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	250,849	303,853	164,642	△326,725	109,078		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等：事業管理費割(人件費・減価償却費を除く)20%、部門職員数割(職員＋パート)40%、事業損益割40%にて各部門に配賦する。
- (2) 営農指導事業：生産販売指導に係る金額を農業関連事業に全額配賦し、残りの金額を部門職員数割(職員＋パート)50%、事業損益割50%にて各部門に配賦する。
- (3) 上記の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しており、各事業間の内部損益(事業収益及び事業費用ともに257,871千円)を控除していないため、損益計算書の事業収益及び事業費用とは一致しません。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区分	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	34.50	21.50	31.68	9.20	3.12	100.00
営農指導事業	41.82	31.18	19.18	7.82		100.00

部門別損益計算書（令和3年度）

（単位：千円）

区 分	計	信 用 業 事 業	共 済 業 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共 通 管 理 費 等
事 業 収 益 ①	7,600,974	1,013,846	746,501	3,387,920	2,417,801	34,905	
事 業 費 用 ②	5,052,945	91,750	40,216	2,806,742	2,045,303	68,933	
事業総利益③(①-②)	2,548,028	922,096	706,285	581,178	372,497	△34,027	
事 業 管 理 費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	2,462,262 (185,327) (1,792,154)	673,116 (19,457) (485,962)	528,007 (7,510) (462,039)	825,718 (138,840) (506,072)	299,740 (18,286) (218,796)	135,679 (1,232) (119,284)	
うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		169,277 (11,970) (96,881)	105,637 (7,470) (60,458)	164,397 (11,625) (94,088)	42,459 (3,002) (24,300)	16,230 (1,147) (9,288)	△498,001 (△35,215) (△285,018)
事 業 利 益 ⑧ (③ - ④)	85,766	248,979	178,277	△244,540	72,756	△169,707	
事 業 外 収 益 ⑨	318,092	107,071	66,587	106,742	27,346	10,343	
うち共通分⑩		106,702	66,587	103,626	26,763	10,230	△313,911
事 業 外 費 用 ⑪	152,395	51,995	31,223	49,126	15,144	4,904	
うち共通分⑫		50,034	31,223	48,591	12,549	4,797	△147,196
経 常 利 益 ⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	251,462	304,055	213,641	△186,923	84,958	△164,268	
特 別 利 益 ⑭	50,603	17,200	10,734	16,704	4,314	1,649	
うち共通分⑮		17,200	10,734	16,704	4,314	1,649	△50,603
特 別 損 失 ⑯	72,399	24,609	15,357	23,900	6,172	2,359	
うち共通分⑰		24,609	15,357	23,900	6,172	2,359	△72,399
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	229,666	296,647	209,017	△194,118	83,099	△164,979	
営農指導事業分配賦額⑲		10,470	7,876	144,818	1,813	△164,979	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	229,666	286,176	201,141	△338,937	81,286		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等：事業管理費割(人件費・減価償却費を除く)20%、部門職員数割(職員＋パート)40%、事業損益割40%にて各部門に配賦する。
- (2) 営農指導事業：生産販売指導に係る金額を農業関連事業に全額配賦し、残りの金額を部門職員数割(職員＋パート)50%、事業損益割50%にて各部門に配賦する。
- (3) 上記の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益336,782千円、事業費用336,782千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区分	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	33.99	21.21	33.01	8.53	3.26	100.00
営農指導事業	41.80	31.44	19.52	7.24		100.00

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当 J A の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 5 年 7 月 4 日

愛媛たいき農業協同組合

代表理事組合長 菊地秀明

7. 会計監査人の監査

令和 3 年度および令和 4 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益（事業収益）	9,915,066	9,120,706	8,548,065	7,600,974	7,677,076
信用事業収益	1,169,585	1,091,665	1,051,291	1,013,846	1,027,385
共済事業収益	829,008	779,418	736,560	746,501	704,810
農業関連事業収益	4,870,786	4,425,967	4,395,216	3,387,920	3,357,360
その他事業収益	3,045,595	2,823,654	2,364,996	2,452,706	2,587,519
経常利益	105,430	340,853	368,263	251,462	375,606
当期剰余金	△206,193	359,399	425,777	197,863	194,008
出資金 (出資口数)	3,586,886 (3,586,886)	3,573,197 (3,573,197)	3,506,916 (3,506,916)	3,471,471 (3,471,471)	3,420,953 (3,420,953)
純資産額	9,249,534	9,543,435	9,886,109	9,782,958	9,584,407
総資産額	144,915,036	144,331,806	147,908,037	149,168,554	150,530,042
貯金等残高	131,216,911	131,171,031	134,274,589	135,644,037	137,189,325
貸出金残高	11,348,170	10,905,968	10,518,333	10,848,164	11,147,456
有価証券残高	1,648,399	1,027,650	1,125,290	4,392,390	3,934,950
剰余金配当金額	17,574	17,623	17,279	17,019	16,926
出資配当額	17,574	17,623	17,279	17,019	16,926
職員数	261	253	254	245	235
単体自己資本比率	17.38	17.99	18.11	18.66	18.68

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。
なお、平成24年度以前は旧告示（バーゼルⅡ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
資金運用収支	920	935	△15
役務取引等収支	25	26	△1
その他信用事業収支	△12	△39	△27
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	933 (0.67)	922 (0.68)	11 (△0.01)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,603 (1.59)	2,548 (1.57)	△55 (△0.02)
事業純益	214	162	
実質事業純益	214	162	
コア事業純益	214	162	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	214	162	

- (注) *資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用
*役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
*その他信用事業収支＝（その他事業直接収益＋その他経常収益）－（その他事業直接費用＋その他経常費用）
*信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託見合費用
*信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
*事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
*事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
*事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額（全事業合計の額。全事業合計で一般貸倒引当金戻入となる場合は「0」とする。）
*実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
*コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益（※）
※ P/L「信用事業収益」「その他事業直接収益」の内訳科目である「国債等債券売却益」、「国債等債券償還益」、P/L「信用事業費用」「その他事業直接費用」の内訳科目である「国債等債券売却損」、「国債等債券償還損」、「国債等債券償却」を指す。
*コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益（※）
※ P/L「信用事業収益」「資金運用収益」「有価証券利息」の内訳科目である「有価証券利息配当金」に計上されるものに限る。

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	137,441	804	0.584	135,498	813	0.599
うち預金	121,936	629	0.515	121,851	649	0.532
うち有価証券	4,575	34	0.733	3,021	23	0.750
うち貸出金	10,930	141	1.290	10,626	141	1.330
資金調達勘定	138,268	23	0.016	136,545	19	0.014
うち貯金・定期積金	138,219	23	0.017	136,531	19	0.014
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	49	0	0.498	13	0	0.503
経費	494			504		
資金調達原価	—			—		
総資金利ざや	—			—		

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	△9	△28
うち預金	△19	△39
うち有価証券	10	16
うち貸出金	0	△5
支払利息	4	△5
うち貯金・定期積金	4	△5
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	0
差引	△13	△23

(注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
流動性貯金	52,305 (37.84)	50,332 (36.86)	1,972
定期性貯金	85,907 (62.15)	86,191 (63.13)	△284
その他の貯金	5 (0.00)	3 (0.00)	1
計	138,218 (100.00)	136,528 (100.00)	1,690
譲渡性貯金	0 (0.00)	0 (0.00)	0
合計	138,218 (100.00)	136,528 (100.00)	1,690

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. ()内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
定期貯金	83,280 (100.00)	83,945 (100.00)	△665
うち固定金利定期	83,246 (99.95)	83,913 (99.96)	△667
うち変動金利定期	32 (0.03)	32 (0.03)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
手形貸付	115	113	1
証書貸付	10,654	10,345	309
当座貸越	162	168	△6
割引手形	—	—	—
合 計	10,932	10,628	304

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
固定金利貸出	10,575 (94.8)	10,092 (93.0)	482
変動金利貸出	398 (3.5)	582 (5.3)	△184
その他の	173 (1.5)	172 (1.5)	0
合 計	11,147 (100.0)	10,848 (100.0)	299

(注) ()内は構成比です。

「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分が無いもの。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
貯金・定期積金等	354	375	△21
不動産	92	100	△8
有価証券・動産・その他	—	—	—
小 計	446	476	△30
農業信用基金協会保証	8,103	7,768	335
その他の保証	1,036	774	262
小 計	9,139	8,542	597
信用	1,561	1,829	△267
合 計	11,147	10,848	299

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券・動産・不動産	—	—	—
小 計	—	—	—
信用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
設備資金	9,377 (84.1)	8,964 (82.6)	413
運転資金	1,770 (15.9)	1,884 (17.4)	△114
合 計	11,147 (100.0)	10,848 (100.0)	299

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
農 業	801 (7.1)	869 (8.0)	△67
林 業	33 (0.2)	34 (0.3)	△1
水 産 業	47 (0.4)	20 (0.1)	26
製 造 業	800 (7.1)	670 (6.1)	130
建 設 ・ 不 動 産 業	2,116 (18.9)	2,054 (18.9)	62
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	171 (1.5)	144 (1.3)	26
運 輸 ・ 通 信 業	693 (6.2)	626 (5.7)	66
金 融 ・ 保 険 業	112 (1.0)	123 (1.1)	△11
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	3,626 (32.5)	3,385 (31.2)	240
地 方 公 共 団 体	374 (3.3)	494 (4.5)	△120
鉱 業 ・ 非 営 利 法 人	0 (0.0)	1 (0.0)	0
そ の 他	2,367 (21.2)	2,420 (22.3)	△53
合 計	11,147 (100.0)	10,848 (100.0)	229

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
農業	409	454	△45
穀作	36	28	8
野菜・園芸	35	42	△7
果樹・樹園農業	29	38	△9
工芸作物	3	4	△1
養豚・肉牛・酪農	128	140	△12
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	0	0	0
その他農業	177	199	△22
農業関連団体等	—	—	—
合 計	409	454	△45

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に
関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
プロパー資金	367	386	△19
農業制度資金	42	67	△25
農業近代化資金	33	58	△25
その他制度資金	9	8	△1
合 計	409	454	△45

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行う
ことでJA低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象
としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	38,343	12,699	15,304	10,340	38,343
	令和3年度	45,354	16,985	18,230	10,139	45,354
危険債権	令和4年度	2,965	1,509	1,456	—	2,965
	令和3年度	4,381	3,883	—	498	4,381
要管理債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
小計	令和4年度	41,308	14,208	16,760	10,340	41,308
	令和3年度	49,735	20,868	18,230	10,637	49,735
正常債権	令和4年度	11,112,755				
	令和3年度	10,805,193				
合計	令和4年度	11,154,063				
	令和3年度	10,854,928				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	令和4年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,337	1,897	—	2,337	1,897	4,261	2,337	—	4,261	2,337
個別貸倒引当金	10,369	10,339	—	10,369	10,339	12,088	10,369	—	12,088	10,369
合計	12,706	12,236	—	12,706	12,236	16,349	12,706	—	16,349	12,706

⑪貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種類		令和4年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	95	171	91	163
	金額	33,020	43,465	37,464	43,795
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	9	—	6	—
雑為替	件数	1	1	1	1
	金額	435	388	476	346
合計	件数	96	172	98	164
	金額	33,464	43,853	37,947	44,142

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
国債	4,375	2,820	1,555
地方債	200	200	0
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
合計	4,575	3,020	1,555

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
4年度								
国債	—	—	—	—	—	3,724	—	3,724
地方債	—	—	210	—	—	—	—	210
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
3年度								
国債	101	—	—	—	—	4,078	—	4,179
地方債	—	—	213	—	—	—	—	213
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報（法定）

【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

【満期保有目的の債券】

該当する取引はありません。

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	3,935	4,506	△571	4,392	4,606	△214
	国債	3,725	4,306	△581	4,179	4,406	△227
	地方債	210	200	10	213	200	13
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	3,935	4,506	△1,142	4,392	4,606	△214
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		3,935	4,506	△1,142	4,392	4,606	△214

②金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種類		令和4年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	2,692,180	123,982,590	4,753,700	135,959,280
	定期生命共済	801,500	2,301,900	617,400	1,602,400
	養老生命共済	358,600	18,241,440	512,420	20,187,060
	うちこども共済	310,100	9,336,500	371,000	9,922,800
	医療共済	40,200	1,457,150	56,500	1,779,450
	がん共済	-	491,500	-	511,500
	定期医療共済	-	988,600	-	1,142,800
	介護共済	16,840	1,236,690	86,910	1,245,270
	年金共済	-	44,000	-	47,000
建物更生共済		8,908,370	167,524,930	11,760,090	168,367,360
合計		12,817,690	316,312,810	17,787,030	330,842,130

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	61	55,489	39	68,922
	353,950	827,570	374,620	425,270
がん共済	1,697	29,756	1,474	28,995
定期医療共済	-	3,219	-	3,613
合計	1,758	88,464	1,513	101,530

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	53,570	2,474,590	147,630	2,514,560
認知症共済	418,200	416,200	-	-
生活障害共済(一時金型)	1,557,800	3,714,500	1,065,700	2,731,200
生活障害共済(定期年金型)	7,700	70,460	10,800	84,760
特定重度疾病共済	439,700	1,467,800	513,100	1,543,600

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	96,070	1,931,810	109,850	1,972,610
年金開始後	-	681,670	-	675,690
合計	96,070	2,613,480	109,850	2,648,300

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	17,216,970	15,293	18,583,290	16,933
自 動 車 共 済		563,620		570,294
傷 害 共 済	16,976,600	31,999	16,394,400	33,008
定額定期生命共済	8,000	63	8,000	63
賠償責任共済		389		385
自 賠 責 共 済		157,255		153,293
合 計		768,621		773,979

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は車線。）を記載しています。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和3年度
	購買品供給・取扱高	購買品供給・取扱高
肥 料	226,021	178,154
農 薬	223,419	216,794
飼 料	1,266,397	1,069,043
農 業 機 械	180,094	217,463
自 動 車	137,436	104,494
燃 料	2,151,737	2,039,400
そ の 他	555,345	566,622
合 計	4,740,452	4,391,973

(注) 購買品供給・取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売取扱実績

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和3年度
	販売品販売・取扱高	販売品販売・取扱高
米	12,243	10,445
麦・豆・雑穀	1,547	3,186
野 菜	857,553	853,385
果 実	1,512,315	1,534,964
花 卉 ・ 花 木	14,488	13,685
畜 産 物	1,677,329	1,682,937
林 産 物	53,857	51,850
そ の 他	29,418	35,083
合 計	4,158,754	4,185,538

(注) 販売品販売・取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 生活その他事業取扱実績

買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和3年度
	購買品供給・取扱高	購買品供給・取扱高
米	672	893
一 般 食 品	21,210	20,689
衣 料 品	1,662	2,787
耐 久 消 費 財	24,603	30,680
日用保健雑貨	86,999	85,496
家 庭 燃 料	237,541	230,463
そ の 他	49,679	48,117
合 計	422,369	419,128

(注) 購買品供給・取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 指導事業

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和3年度
収入	補助金	30,707	27,032
	実費収入	8,313	8,590
	計	39,021	35,622
支出	営農改善費	58,961	56,815
	生活文化改善費	212	86
	組織育成費	11,965	10,169
	教育情報費	3,690	3,189
	計	74,830	70,261
差引		△35,808	△34,638

Ⅳ経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.23	0.16	0.07
資本経常利益率	3.74	2.54	1.20
総資産当期純利益率	0.11	0.13	△0.02
資本当期純利益率	1.93	1.99	△0.06

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返り除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和4年度	令和3年度	増減
貯貸率	期末	8.12	7.99	0.13
	期中平均	7.90	7.78	0.12
貯証率	期末	2.86	3.24	△0.38
	期中平均	3.31	2.21	1.10

(注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久出資に係る組合員資本の額	9,353,088	9,220,986
うち、出資金及び資本準備金の額	3,913,019	3,963,537
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	5,509,021	5,327,905
うち、外部流出予定額（△）	46,926	17,019
うち、上記以外に該当するものの額	△22,027	△53,437
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,009	2,474
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,009	2,474
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	56,106	112,726
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	9,411,203	9,336,187
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,828	2,374
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,828	2,374
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上される物を除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	1,828	2,374
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	9,409,374	9,333,813
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	46,666,552	46,267,869
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,246,811	1,252,516
うち、他の金融期間等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,246,811	1,252,516
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,681,651	3,737,233
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	50,348,203	50,005,103
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ） / （ニ））	18.68%	18.66%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和4年度			令和3年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	248,007	—	—	230,016	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,310,412	—	—	4,410,787	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	575,643	—	—	695,952	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	121,600,955	24,320,191	972,807	120,041,748	24,008,349	960,333
	法人等向け	280,659	155,638	6,225	359,760	229,759	9,190
	中小企業等向け及び個人向け	625,354	324,578	12,983	601,045	308,557	12,342
	抵当権付住宅ローン	267,682	92,638	3,705	303,813	105,243	4,209
	不動産取得等事業向け	742,132	703,765	28,150	810,214	760,769	30,430
	三月以上延滞等	36,564	13,337	533	34,162	6,050	242
	取立未済手形	12,407	2,481	99	10,402	2,080	83
	信用保証協会等保証付	8,128,307	801,057	32,042	7,773,196	765,742	30,629
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	985,448	977,724	39,108	985,499	926,143	37,045
	（うち出資等のエクスポージャー）	985,448	977,724	39,108	985,499	926,143	37,045
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	12,095,970	18,028,328	721,133	11,975,108	17,902,656	716,106
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,982,040	9,955,100	398,204	3,982,040	9,955,100	398,204
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	8,113,930	8,073,228	322,929	7,993,068	7,947,556	317,902
	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
	（うちマンドレート方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,246,811	49,872	—	1,252,516	50,100
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	149,909,539	46,666,552	1,866,662	148,231,706	46,267,869	1,850,714
	CVA リスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	149,909,539	46,666,552	1,866,662	148,231,706	46,267,869	1,850,714

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で 除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で 除して得た額	所要自己資本額
	a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$
	3,681,651	147,266	3,737,233	149,489
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	A	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$
	50,348,203	2,013,928	50,005,103	2,000,204

- (注)
- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 - 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取扱業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 - 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 - 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用してます。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額を 8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目の事です。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

令和4年度		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞 エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
地 域 別	国 内	149,909,539	11,172,607	4,511,167	—	36,564
	国 外	—	—	—	—	—
地 域 別 残 高 計		149,909,539	11,172,607	4,511,167	—	36,564
業 種 別	農 業	150,771	107,171	—	—	—
	林 業	20	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—
	製 造 業	374,039	24,039	—	—	5,989
	鉱 業	—	—	—	—	—
	建 築 ・ 不 動 産 業	188,532	188,532	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	42,880	35,000	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	125,680,062	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	557,456	58,167	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	4,886,047	374,879	4,511,167	—	—
	上 記 以 外	248,007	—	—	—	—
	業 種 別 残 高 計	149,909,539	11,172,607	4,511,167	—	36,564
残 存 期 間 別	1 年 以 下	118,686,727	285,772	—	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	3,650,357	450,357	—	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	669,468	468,714	200,754	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	621,744	621,744	—	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	780,439	780,439	—	—	—
	10 年 以 上	12,742,510	8,432,097	4,310,412	—	—
	期限の定めのないもの	12,758,291	133,482	—	—	—
	残存期間別残高計	149,909,539	11,172,607	4,511,167	—	—

(単位：千円)

令和3年度		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞 エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
地 域 別	国 内	148,231,706	10,873,765	4,611,538	—	34,162
	国 外	—	—	—	—	—
地 域 別 残 高 計		148,231,706	10,873,765	4,611,538	—	34,162
業 種 別	農 業	187,871	144,221	—	—	—
	林 業	20	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—
	製 造 業	388,225	38,225	—	—	5,989
	鉱 業	—	—	—	—	—
	建 築 ・ 不 動 産 業	183,959	183,959	—	—	40
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	42,880	35,000	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	124,118,850	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	564,375	65,085	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,106,739	495,201	4,611,538	—	15
	上 記 以 外	230,016	—	—	—	—
	業 種 別 残 高 計	148,231,706	10,873,765	4,611,538	—	34,162
残 存 期 間 別	1 年 以 下	120,388,223	246,327	100,148	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	491,003	491,003	—	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	876,905	676,154	200,750	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	608,078	608,078	—	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	745,223	745,223	—	—	—
	10 年 以 上	12,312,634	8,001,994	4,310,639	—	—
	期限の定めのないもの	12,809,637	104,983	—	—	—
	残存期間別残高計	148,231,706	10,873,765	4,611,538	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：千円)

区分	令和4年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,474	2,009	—	2,474	2,009	4,530	2,474	—	4,530	2,474
個別貸倒引当金	101,423	53,537	—	100,268	54,693	101,593	42,253	122	42,301	101,423

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位：千円)

区分		令和4年度						令和3年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国	内	101,423	53,537	—	100,268	54,693		101,593	42,253	122	42,301	101,423	
	外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		101,423	53,537	—	100,268	54,693		101,593	42,253	122	42,301	101,423	
法	農 業	—	6,258	—	—	6,258	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	8,903	7,949	—	8,903	7,949	—	4,865	8,903	—	4,865	8,903	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	2	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	7,945	—	—	7,945	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	59,355	310	—	58,200	1,465	—	59,170	185	—	—	59,355	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計		101,423	53,537	—	100,268	54,693	—	101,593	42,253	122	42,301	101,423	—

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：千円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	5,630,863	5,630,863	—	5,856,954	5,856,954
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	8,010,684	8,010,684	—	7,657,802	7,657,802
	リスク・ウェイト20%	—	121,613,761	121,613,761	—	120,052,436	120,052,436
	リスク・ウェイト35%	—	264,680	264,680	—	300,694	300,694
	リスク・ウェイト50%	—	26,939	26,939	—	25,770	25,770
	リスク・ウェイト75%	—	432,665	432,665	—	411,333	411,333
	リスク・ウェイト100%	—	11,186,242	11,186,242	—	11,194,269	11,194,269
	リスク・ウェイト150%	—	8,474	8,474	—	2,920	2,920
	リスク・ウェイト250%	—	3,982,040	3,982,040	—	3,982,040	3,982,040
その他		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計			151,156,350	151,156,350	—	149,484,222	149,484,222

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにわ・パランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・ウェイトを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額 (単位：千円)

区分	令和4年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	4,710	398	5,343	286
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合計	4,710	398	5,343	286

(注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポート)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価（単位：千円）

	令和４年度		令和３年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,967,488	4,967,488	4,967,539	4,967,539
合計	4,967,488	4,967,488	4,967,539	4,967,539

(注)「時価評価額」は、時価があるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益（単位：千円）

令和４年度			令和３年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)（単位：千円）

令和４年度			令和３年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等） (単位：千円)

令和４年度		令和３年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NI I に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。前事業年度末からの大きな変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

②金利リスクに関する事項

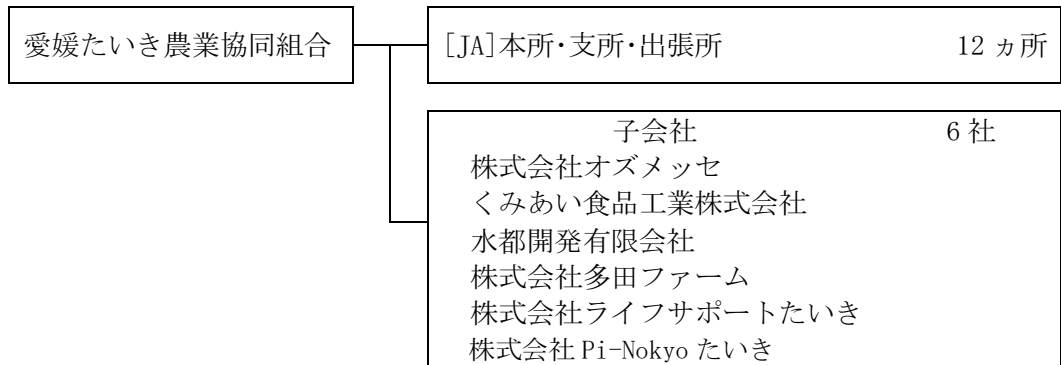
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NI I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	830	822	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	10	0
3	スティープ化	1,115	1,121		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	86	17		
7	最大値	1,115	1,121	10	0
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,409		9,334	

VI連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

会社名	株式会社オズメッセ	くみあい食品工業株式会社
事業の内容	生産資材及び生活物資の販売	農産物加工品の製造
所在地	大洲市東大洲 1596	大洲市春賀甲 553-1
設立年月日	平成9年12月1日	昭和62年7月24日
資本金総額	40,000千円	30,000千円
当JAの議決権比率	99.5%	100%
他の子会社等の議決権比率	0%	0%

会社名	水都開発有限会社	株式会社多田ファーム
事業の内容	葬祭の請負・リース業	子豚の繁殖生産・肉豚飼育と販売
所在地	大洲市東大洲 1601	大洲市多田乙 394-3
設立年月日	昭和42年6月15日	平成12年9月13日
資本金総額	9,000千円	30,000千円
当JAの議決権比率	90%	49%
他の子会社等の議決権比率	10%	0%

会社名	株式会社ライフサポートたいき	株式会社Pi-Nokyo たいき
事業の内容	生活物資の販売	農産物の生産・販売を通じた人材研修
所在地	喜多郡内子町平岡甲 76-1	大洲市菅田町菅田甲 745-4
設立年月日	平成27年12月1日	平成31年2月15日
資本金総額	10,000千円	20,000千円
当JAの議決権比率	—	100%
他の子会社等の議決権比率	100%	0%

(3) 連結事業概況（令和4年度）

① 連結の事業の概況

令和4年度の当JAの連結決算は、子会社6社を連結しており、非連結の子会社及び子法人・関連会社等はありません。また、持分法適用の子会社及び子法人・関連会社、持分非適用の子会社及び子法人・関連会社はありません。

連結決算の内容は、連結経常利益483,568千円、連結当期剰余金280,438千円、連結純資産額10,252,060千円、連結総資産額151,371,673千円で、連結自己資本比率19.19%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社オズメッセは生活便利館「オズメッセ」、営農資材供給センター「オズグリーン」において生産資材及び生活物資等を販売しております。令和4年度は各商品、材料等の値上がり止まらず、光熱費や人件費も上昇し、厳しい経営状況となりました。しかし、単価の高い精肉部門で売上高が増加する等、一品単価、客単価の上昇により増収となりました。全体売上は計画対比104.7%、粗利益104.6%を達成し、事業利益は107,902千円となりました。

くみあい食品工業株式会社は愛媛たいき農協加工部の委託を受け農産物加工を行っております。栗や筍の売上は、原料の不足等で加工数量が減少したものの経費の上昇に伴う値上げ等により、売上を確保することが出来ました。栗あんや冷凍食品は取扱量の減少により計画及び前年の実績を下回りましたが、事業利益は30,471千円となり、前年を上回る結果となりました。

水都開発有限会社は葬祭の請負業等を行っております。令和4年度は依然として大勢が集まる一般葬を避け、家族葬を選

扱われる方が多数でしたが、全国的に行動規制が緩和され、内子会館の利用も増加等、利益確保に努めましたが、電気料負担軽減策を講じたことにより、多額の修繕費が発生し、事業利益は前年度対比 71.49%と減少し、11,104 千円となりました。

株式会社多田ファームは、養豚一貫経営ということで、子豚の繁殖生産から肉豚肥育、そして販売までの業務を行っております。燃料費や飼料価格の値上がりが続き、生産コストが大幅に増加しましたが、国や地方公共団体による緊急支援策を受け、多少損失を抑えることが出来ました。場内でサーコウイルス感染が発生したことにより、出荷頭数、販売重量が計画を下回ったものの、事業利益は2,392 千円となりました。

株式会社ライフサポートたいきは、物価や光熱費の上昇への対応、また新型コロナウイルスが徐々に収まっているとはいえ、昨年同様の感染対策を講じながらの運営となりました。しかし、内子町生活応援商品券や電子マネー利用者還元策もあり、客数、売上ともに前年度実績を上回り、事業利益 5,905 千円となりました。移動販売については経営的に厳しい状況ではありますが、支持率向上と買い物弱者対策の一環として継続できるよう努めて参ります。

株式会社 Pi-Nokyo たいきは平成 31 年 2 月 15 日に発足し、JA 出資型農業法人として農産物の生産、販売を通じた研修生の受入を行っております。カボチャ、イチゴ、キュウリ、ブロッコリー、ナス等の生産に取り組んでいましたが、イチゴの栽培面積を拡大し、ナスやブロッコリーの栽培を取り止め種類を絞って栽培しました。それにより、人件費をはじめとする各種経費を削減することが出来ました。

(4) 最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
連結事業収益	12,882,840	12,747,516	13,549,229	13,706,005	12,447,298
信用事業収益	1,020,720	1,006,597	1,043,701	1,084,504	1,162,045
共済事業収益	702,913	745,480	735,500	778,642	827,895
購買事業収益	7,225,612	7,096,809	7,903,871	7,936,728	6,655,694
販売事業収益	1,804,900	1,715,907	1,788,484	1,760,462	1,654,436
その他事業収益	2,128,695	2,182,722	2,077,671	2,145,669	2,147,228
連結経常利益	483,568	397,351	495,383	354,937	△133,251
連結当期剰余金	280,438	336,185	529,511	401,286	△445,209
連結純資産額	10,252,060	10,369,079	10,344,662	9,866,408	9,511,122
連結総資産額	151,371,673	150,069,650	148,808,538	145,296,263	146,185,288
連結自己資本比率	19.19%	19.01%	18.85%	18.48%	17.68%

(注) 「連結自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和4年度 令和5年3月31日	令和3年度 令和4年3月31日	科目	令和4年度 令和5年3月31日	令和3年度 令和4年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	136,934,246	134,455,633	1 信用事業負債	136,812,017	135,250,568
(1) 現金及び預金	121,885,036	120,304,773	(1) 貯金	136,434,511	134,891,337
(2) 有価証券	3,934,950	4,392,390	(2) 借入金	446	891
(3) 貸出金	11,033,217	10,678,456	(3) その他の信用事業負債	377,059	358,339
(4) その他の信用事業資産	93,259	92,683	2 共済事業負債	445,230	429,181
(5) 貸倒引当金	△12,217	△12,669	(1) 共済資金	271,999	251,769
2 共済事業資産	14,148	10,116	(2) その他の共済事業負債	173,230	177,411
(1) その他の共済事業資産	14,148	10,116	3 経済事業負債	1,462,498	1,335,320
3 経済事業資産	2,262,452	2,087,938	(1) 支払手形及び経済事業未払金	1,207,099	1,077,799
(1) 受取手形及び経済事業未収金	519,197	501,825	(2) その他の経済事業負債	255,399	257,521
(2) 棚卸資産	1,617,983	1,495,815	4 設備借入金	605,547	798,200
(3) その他の経済事業資産	169,636	131,484	5 雑負債	349,367	377,106
(4) 貸倒引当金	△44,365	△41,186	6 諸引当金	956,815	1,020,480
4 雑資産	448,593	559,871	(1) 賞与引当金	73,389	77,182
(1) その他経済事業資産	454,232	565,428	(2) 退職給付に係る負債	846,168	877,912
(2) 貸倒引当金	△5,639	△5,556	(3) 役員退職慰労引当金	37,257	32,854
5 固定資産	6,925,163	7,158,379	(4) 災害損失引当金	—	32,530
(1) 有形固定資産	6,922,296	7,152,867	7 再評価に係る繰延税金負債	488,136	489,714
建物	7,943,348	8,133,237	負債の部合計	141,119,612	139,700,571
機械装置	2,779,324	2,718,048	(純資産の部)		
土地	4,642,797	4,671,278	1 組合員資本	9,819,604	9,571,162
リース資産	16,542	16,542	(1) 出資金	3,414,636	3,465,154
その他の有形固定資産	1,975,476	1,953,520	(2) 資本剰余金	492,066	492,066
減価償却累計額	△10,435,192	△10,339,759	(3) 利益剰余金	5,934,929	5,667,378
(2) 無形固定資産	2,866	5,512	(4) 処分未済持分	△22,027	△53,437
6 外部出資	4,515,503	4,515,684	2 評価・換算差額等	184,393	544,952
(1) 外部出資	4,516,969	4,516,840	(1) その他有価証券評価差額金	△574,281	△217,849
(2) 外部出資等損失引当金	△1,465	△1,155	(2) 土地再評価差額金	758,675	762,802
7 繰延税金資産	271,566	282,024	3 非支配株主持分	248,061	252,964
			純資産の部合計	10,252,060	10,369,079
資産の部合計	151,371,673	150,069,650	資産の部合計	151,371,673	150,069,650

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科目		令和4年度 自令和4年4月 1日 至令和5年3月31日	令和3年度 自令和3年4月 1日 至令和4年3月31日
1	事業総利益	3,514,633	3,512,485
(1)	信用事業収益	1,020,720	1,006,597
	資金運用収益	944,909	955,159
	(うち預金利息)	(628,998)	(648,698)
	(うち有価証券利息)	(33,549)	(22,665)
	(うち貸出金利息)	(282,361)	(283,796)
	役務取引等収益	33,667	34,802
	その他事業直接収益	—	—
	その他経常収益	42,144	16,634
(2)	信用事業費用	93,608	86,715
	資金調達費用	26,161	21,826
	(うち貯金利息)	(21,084)	(17,138)
	(うち給付補填備金繰入)	(1,945)	(2,180)
	(うち借入金利息)	(242)	(66)
	(うちその他支払利息)	(2,889)	(2,441)
	役務取引等費用	8,128	8,543
	その他経常費用	59,317	56,345
	(うち貸倒引当金戻入益/繰入額)	(△452)	(△3,587)
	信用事業総利益	927,112	919,881
(3)	共済事業収益	702,913	745,480
	共済付加収入	649,965	671,217
	その他の収入	52,947	74,262
(4)	共済事業費用	38,445	38,584
	推進費・保全費	14,087	15,208
	その他事業直接費用	24,358	23,376
	その他経常費用	—	—
	(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
	共済事業総利益	664,467	706,895
(5)	購買事業収益	7,225,618	7,096,809
	購買品供給高	7,110,287	6,989,289
	購買手数料	33,218	—
	その他の収益	82,106	107,519
(6)	購買事業費用	6,902,650	6,723,629
	購買品供給原価	6,497,591	6,332,857
	購買品供給費	32,607	32,792
	その他の費用	372,452	357,980
	(うち貸倒引当金戻入益)	(△4,917)	(△1,250)
	購買事業総利益	322,961	373,179
(7)	販売事業収益	1,804,900	1,715,907
	販売品販売高	66,856	46,311
	販売手数料	92,832	93,048
	その他の収益	1,645,211	1,576,546
(8)	販売事業費用	734,468	747,956
	販売品販売原価	79,172	56,050
	販売費	456,563	490,750
	その他の費用	198,732	201,154
	販売事業総利益	1,070,431	967,950
(9)	その他事業収益	2,128,695	2,182,722
(10)	その他事業費用	1,599,036	1,638,144
	(うち貸倒引当金戻入益/繰入額)	—	(14,571)
	その他事業総利益	529,659	544,577
2	事業管理費	3,083,789	3,136,007
(1)	人件費	2,263,311	2,320,976
(2)	その他事業管理費	820,477	815,030
	事業利益	430,844	376,478

科目		令和4年度	令和3年度
3	事業外収益	197,665	188,875
	受取雑利息	262	502
	受取出資配当金	83,975	83,973
	その他の事業外収益	113,427	104,399
4	事業外費用	144,940	168,001
	支払雑利息	1,023	1,648
	その他の事業外費用	143,916	166,353
経常利益		483,568	397,351
5	特別利益	18,873	51,194
	固定資産処分益	49	804
	一般補助金	18,824	5,314
	圧縮特別勘定戻入益	-	45,076
	復旧整備補助金	-	-
	災害支援金	-	-
6	特別損失	151,904	77,354
	固定資産処分損	10,876	6,693
	固定資産圧縮損	-	-
	減損損失	8,559	20,734
	災害による損失	-	1,245
	災害資産の固定資産圧縮損	-	-
	固定資産解体費用	38,644	-
	その他の特別損失	18,824	48,681
税金等調整前当期利益		350,538	371,191
	法人税・住民税及び事業税	65,263	63,375
	還付法人税等	-	-
	法人税等調整額	9,739	△17,614
	法人税等合計	75,002	45,761
当期利益		275,535	325,430
非支配株主に帰属する当期利益		△4,902	△10,754
当期剰余金		280,438	336,185

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	令和4年度 自令和4年4月1日 至令和5年3月31日	令和3年度 自令和3年4月1日 至令和4年3月31日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	350,538	371,191
減価償却費	338,880	351,861
減損損失	75,322	20,734
棚卸評価損	5,273	5,273
貸倒引当金の増減額(△は減少)	8,366	10,075
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,793	△900
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△31,743	△8,542
その他引当金等の増減額(△は減少)	△25,817	△4,480
信用事業資金運用収益	946,236	960,881
信用事業資金調達費用	23,720	11,904
受取雑利息及び受取出資配当金	△3,103	△121,012
支払雑利息	1,023	1,648
有価証券関係損益(△は益)	△100,149	△48
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△354,761	△385,300
預金の純増(△)減	△1,937,000	3,294,000

科目	令和4年度 自令和4年4月 1日 至令和5年3月31日	令和3年度 自令和3年4月 1日 至令和4年3月31日
貯金の純増減(△)	1, 543, 174	1, 502, 249
信用事業借入金の純増減(△)	△445	△33, 061
その他の信用事業資産の純増(△)減	△2, 017	△782
その他の信用事業負債の純増減(△)	18, 272	76, 154
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	20, 230	△5, 294
未経過共済付加収入の純増(△)減	△2, 616	△4, 167
その他の共済事業資産の純増(△)減	△4, 032	871
その他の共済事業負債の純増減(△)	△1, 550	202
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	7, 241	△16, 803
経済受託債権の純増(△)減	△24, 613	16, 189
棚卸資産の純増(△)減	△127, 441	△16, 155
その他の経済資産の純増(△)減	△38, 152	57, 139
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	129, 299	△107, 464
経済受託債務の純増減(△)	△2, 121	△9, 744
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	24, 767	△28, 879
その他の負債の純増減(△)	188, 914	△179, 924
未払消費税等の増減額	31	△10, 334
信用事業資金運用による収入	△944, 909	△955, 159
信用事業資金調達による支出	△23, 272	△19, 385
共済借入金利息による支出	△14	△4
小計	254, 034	4, 772, 931
雑利息及び出資配当金の受取額	83, 975	83, 973
雑利息の支払額	△1, 023	△1, 648
法人税等の支払額	△82, 146	△233, 724
事業活動によるキャッシュ・フロー	254, 839	4, 621, 531
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	△3, 510, 272
有価証券の売却による収入	-	-
補助金の受入れによる収入	18, 824	48, 681
固定資産の取得による支出	△182, 479	△646, 126
固定資産の売却による収入	△17, 217	6, 366
外部出資による支出	181	185
投資活動によるキャッシュ・フロー	△180, 691	△4, 101, 164
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	△192, 653	175, 546
出資の増額による収入	150, 197	189, 182
出資の払戻しによる支出	△371, 415	△206, 993
持分の取得による支出	△53, 437	△44, 026
持分の譲渡による収入	53, 437	44, 026
出資配当金の支払額	△17, 014	△17, 274
財務活動によるキャッシュ・フロー	△430, 885	140, 461
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△356, 737	660, 828
6 現金及び現金同等物の期首残高	977, 773	316, 945
7 現金及び現金同等物の期末残高	621, 036	977, 773

(8) 連結注記表

【令和4年度】

一 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・・・6社

株式会社オズメッセ

くみあい食品工業株式会社

水都開発有限会社

株式会社多田ファーム

株式会社ライフサポートたいき

株式会社 Pi-Nokyo たいき

非連結の子会社及び子法人等はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の子会社及び子法人等、関連会社等はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連会社等はありません。

(3) 子会社等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

投資勘定と、これに対応する連結子会社の資本勘定は、取得日を基準として相殺消去しており、相殺消去の結果生じた消去差額は、連結調整勘定とし、発生年度に全額償却しております。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

1. 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金及び普通預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の資金の範囲

現金及び預金勘定 121,885,036 千円

定期性預金 △121,264,000 千円

現金及び現金同等物 621,036 千円

二 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

加工品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

(2) 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見

込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、10,000 千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績率を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

三 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過措置に從って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

四 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 83,559 千円

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に設定した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 48,978 千円

(2) その他の情報

①算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

五 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,832,727千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	2,769,756 千円
機械装置	1,468,821 千円
構築物	475,094 千円
車両運搬具	41,016 千円
器具備品	77,220 千円
ソフトウェア	818 千円

2. 担保に供している資産

定期預金1,000,000千円を借入金（当座貸越）1,000,000千円の担保に供しています。また、定期預金100,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は38,343千円、危険債権額は2,964千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権に該当する債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,308千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日

平成11年3月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,646,914 千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

六 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

（１）	子会社等との取引による収益総額	1,241,662 千円
	うち事業取引高	1,040,622 千円
	うち事業取引以外の取引高	201,040 千円
（２）	子会社等との取引による費用総額	272,110 千円
	うち事業取引高	269,978 千円
	うち事業取引以外の取引高	2,132 千円

2. 減損損失に関する注記

（１） 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗については支所ごと、また、業務外固定資産（賃貸用固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、オズメッセ出張所、和田選果場、キウイ・柑橘選果場、野菜総合集出荷場、総合営農センター、育苗センター、ライスセンター、畜産センター、堆肥センター、アメニセンター、愛たい菜については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
本 所 関 連 施 設	共用資産	建物、構造物
喜 多 支 所	営業用店舗	建物
肱 川 支 所	営業用店舗	構造物、器具備品
オ ー ト パ ル 農 機	営業用店舗	土地、建物、機械装置、器具備品
五 十 崎 麵 工 場	営業用店舗	土地、建物
若 宮 土 地	賃貸用固定資産	土地
黒 田 土 地	賃貸用固定資産	土地
東 大 洲 テ ナ ン ト	賃貸用固定資産	土地
旧 三 善 米 倉 庫 跡 地	遊休資産	土地
旧 肱 川 農 機 S S	遊休資産	土地
旧 平 野 支 所	遊休資産	土地
旧 大 川 出 張 所	遊休資産	土地
旧 蔵 川 取 扱 所	遊休資産	土地
旧 櫛 生 出 張 所	遊休資産	土地
五 十 崎 土 地	営業外固定資産	土地

（２） 減損損失の認識に至った経緯

本所関連施設及び喜多支所については、令和 5 年度での解体が決定していることから、帳簿価格を 1 円まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

オートパル農機、五十崎麵工場、肱川支所については、営業収支が過去 3 期において 2 期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

若宮土地、黒田土地、東大洲テナントは賃貸用固定資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧三善米倉庫跡地、旧肱川農機 S S、旧大川出張所、旧櫛生出張所、については遊休資産、五十崎土地については業務外固定資産とし、早期処分対象であることから回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

（３） 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

本所関連施設	4,982 千円（建物 4,894 千円、構築物 88 千円）
喜多支所	24,606 千円（建物 24,606 千円）
肱川支所	1,098 千円（構築物 291 千円、器具備品 806 千円）
オートパル農機	12,563 千円（土地 583 千円、建物 8,941 千円、機械装置 2,553 千円）
五十崎麵工場	27,634 千円（土地 15,334 千円、建物 12,299 千円）

若宮土地	6,370 千円	(土地	6,370 千円)
黒田土地	22 千円	(土地	22 千円)
東大洲テナント	3 千円	(土地	3 千円)
旧三善米倉庫跡地	93 千円	(土地	93 千円)
旧肱川農機 S S	5,517 千円	(土地	5,517 千円)
旧大川出張所	461 千円	(土地	461 千円)
旧櫛生出張所	94 千円	(土地	94 千円)
五十崎土地	111 千円	(土地	111 千円)
合計	83,559 千円	(土地 28,592 千円、建物 50,741 千円、構築物 380 千円、 機械装置 2,553 千円、器具備品 1,290 千円)	

(4) 回収可能価額の算定方法

本所関連施設及び喜多支所、肱川支所、オートバール農機、五十崎麵工場、黒田土地、東大洲テナント、旧三善米倉庫跡地、旧肱川農機 S S、旧大川出張所、旧櫛生出張所、五十崎土地の固定資産の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を基に算定しています。

若宮土地の回収可能価額は、正味売却可能価額として不動産鑑定評価額を基に算定しています。

七 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

また、設備投資のために愛媛県信用農業協同組合連合会より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、国債、地方債であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金融リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.08 % 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 71,266 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変

数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預 金	121,599,643	121,590,025	△9,617
有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	3,934,950	3,934,950	—
貸 出 金	11,033,3217	—	—
貸 倒 引 当 金 (* 1)	12,217	—	—
貸 倒 引 当 金 控 除 後	11,021,000	11,353,670	332,669
資 産 計	136,555,593	136,878,646	323,052
貯 金	136,434,511	136,442,186	7,675
負 債 計	136,434,511	136,442,186	7,675

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、特に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	4,516,969
外部出資等損失引当金	△1,465
外部出資等損失引当金控除後	4,515,503

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	118,399,643	3,200,000	-	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-	200,000-	-	4,300,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	-
貸 出 金 (* 1 , * 2)	1,090,203	822,151	708,399	633,788	582,232	7,194,643
合 計	119,571,743	4,051,709	710,821	833,788	582,232	11,494,643

(*1) 貸出金のうち、当座貸越171,349千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等1,798千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	131,352,120	3,118,157	1,311,287	305,583	288,206	59,156
合計	131,352,120	3,118,157	1,311,287	305,583	288,206	59,156

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

追加情報)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)を当事業年度から適用しています。

八 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が	地 方 債	210,280	199,985	10,294
取得原価又は償却原価を超えるもの	小 計	210,280	199,985	10,294
貸借対照表計上額が	国 債	3,724,670	4,306,398	△581,728
取得原価又は償却原価を超えないもの	小 計	3,724,670	4,306,398	△581,728
合計		3,934,950	4,506,384	△571,434

なお、上記差額から繰延税金負債2,847千円を差し引いた額△574,281千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当はありません。

九 退職給付に関する注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	877,912千円
退職給付費用	81,717千円
退職給付の支払額	△81,675千円
年金制度への拠出金	△9,753千円
特定退職金共済制度への拠出金	△22,032千円

期末における退職給付引当金	846,168 千円
(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	1,423,261 千円
年金資産	△281,996 千円
特定退職金共済制度	△295,096 千円
未積立退職給付債務	846,168 千円
退職給付引当金	846,168 千円
(4) 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	81,717 千円

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,776 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、215,475 千円です。

十 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
減損損失	339,135 千円
退職給付引当金超過額	192,758 千円
貸倒引当金超過額	34,359 千円
借地造成費	21,458 千円
賞与引当金	19,583 千円
貯金（指導支出）	10,633 千円
役員退職慰労引当金	10,305 千円
外部出資評価損	8,610 千円
子会社株式	6,195 千円
その他	13,355 千円
繰延税金資産小計	656,396 千円
評価性引当額（控除）	△ 380,176 千円
繰延税金資産合計（A）	276,219 千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△ 1,806 千円
その他有価証券評価差額金	△ 2,847 千円
繰延税金負債合計（B）	△ 4,653 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	271,566 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.29%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.67%
住民税均等割等	1.77%
評価性引当額の増減	△2.22%
その他	△1.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.66%

十一 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【令和 3 年度】

一 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・・・・・・6 社

株式会社オズメッセ

くみあい食品工業株式会社

水都開発有限会社

株式会社多田ファーム

株式会社ライフサポートたいき

株式会社 Pi-Nokyo たいき

非連結の子会社及び子法人等はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の子会社及び子法人等、関連会社等はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連会社等はありません。

(3) 子会社等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

投資勘定と、これに対応する連結子会社の資本勘定は、取得日を基準として相殺消去しており、相殺消去の結果生じた消去差額は、連結調整勘定とし、発生年度に全額償却しております。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

1. 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金及び普通預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の資金の範囲

現金及び預金勘定	120,304,773 千円
定期性預金	△119,327,000 千円
現金及び現金同等物	977,773 千円

二 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

加工品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

(2) 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、10,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績率を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値

に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(6) 災害損失引当金

被災した資産の復旧、解体撤去に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

三 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等を適用した結果、事業収益が 1,238,619 千円、事業費用が 1,238,619 千円それぞれ減少しております。なお、事業利益、経常利益及び税引前当期利益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

四 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 20,734 千円

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に設定した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

五 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,955,125千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	2,777,512 千円
機械装置	1,468,564 千円
構築物	473,194 千円
車両運搬具	42,740 千円
器具備品	192,339 千円
ソフトウェア	818 千円

2. 担保に供している資産

定期預金1,000,000千円を借入金（当座貸越）1,000,000千円の担保に供しています。また、定期預金100,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は38,343千円、危険債権額は2,964千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権に該当する債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,735千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成11年3月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,646,249 千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

六 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1)	子会社等との取引による収益総額	1,146,604 千円
	うち事業取引高	956,683 千円
	うち事業取引以外の取引高	189,920 千円
(2)	子会社等との取引による費用総額	243,996 千円
	うち事業取引高	242,465 千円
	うち事業取引以外の取引高	1,530 千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗については支所ごと、また、業務外固定資産（賃貸用固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、オズメッセ出張所、和田選果場、キウイ・柑橘選果場、野菜総合集出荷場、総合営農センター、育苗センター、ライスセンター、畜産センター、堆肥センター、アメリセンター、愛たい菜については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
オ ー ト パ ル 農 機	営業用店舗	土地
若 宮 土 地	賃貸用固定資産	土地
黒 田 土 地	賃貸用固定資産	土地
東 大 洲 テ ナ ン ト	賃貸用固定資産	土地、建物
第 二 共 選 場 跡 地	遊休資産	土地
旧 久 米 取 扱 所	遊休資産	土地
旧 御 祓 取 扱 所 跡 地	遊休資産	土地
旧 三 善 米 倉 庫 跡 地	遊休資産	土地
旧 肱 川 農 機 S S	遊休資産	土地
旧 大 洲 支 所	遊休資産	土地
旧 平 野 支 所	遊休資産	土地
旧 大 川 出 張 所	遊休資産	土地
旧 蔵 川 取 扱 所	遊休資産	土地
旧 三 善 出 張 所	遊休資産	土地
旧 南 久 米 出 張 所	遊休資産	土地
旧 大 和 支 所	遊休資産	土地
旧 白 滝 出 張 所	遊休資産	土地
五 十 崎 土 地	業務外固定資産	土地

(2) 減損損失の認識に至った経緯

オートパル農機については、営業収支が過去3期において2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

若宮土地、黒田土地、東大洲テナントは賃貸用固定資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

第二共選場跡地、旧久米取扱所、旧御祓取扱所跡地、旧三善米倉庫跡地、旧肱川農機SS、旧大洲支所、旧平野支所、旧大川出張所、旧蔵川取扱所、旧三善出張所、旧南久米出張所、旧大和支所、旧白滝出張所については遊休資産、五十崎土地については業務外固定資産とし、早期処分対象であることから回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

オートパル農機	1,993 千円	(土地	1,993 千円)
若宮土地	6,540 千円	(土地	6,540 千円)
黒田土地	28 千円	(土地	28 千円)
東大洲テナント	743 千円	(土地	364 千円、建物 379 千円)
第二共選場跡地	786 千円	(土地	786 千円)
旧久米取扱所	12 千円	(土地	12 千円)
旧御祓取扱所跡地	134 千円	(土地	134 千円)
旧三善米倉庫跡地	35 千円	(土地	35 千円)
旧肱川農機SS	761 千円	(土地	761 千円)

旧大洲支所	3,087 千円	(土地	3,087 千円)
旧平野支所	153 千円	(土地	153 千円)
旧大川出張所	102 千円	(土地	102 千円)
旧蔵川取扱所	206 千円	(土地	206 千円)
旧三善出張所	153 千円	(土地	153 千円)
旧南久米出張所	862 千円	(土地	862 千円)
旧大和支所	152 千円	(土地	152 千円)
旧白滝出張所	4,865 千円	(土地	4,865 千円)
五十崎土地	113 千円	(土地	113 千円)
合計	20,734 千円	(土地	20,355 千円、建物 379 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

オートバール農機、黒田土地、東大洲テナント、第二共選場跡地、旧久米取扱所、旧御祓取扱所跡地、旧三善米倉庫跡地、旧肱川農機S S、旧大洲支所、旧平野支所、旧大川出張所、旧蔵川取扱所、旧三善出張所、旧南久米出張所、旧大和支所、旧白滝出張所、五十崎土地の固定資産の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を基に算定しています。

若宮土地の回収可能価額は、正味売却価額として不動産鑑定評価額を基に算定しています。

七 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

また、設備投資のために愛媛県信用農業協同組合連合会より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、国債、地方債であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金融リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が106,484千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動

性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預 金	120,043,279	120,044,027	747
有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	4,392,390	4,392,390	—
貸 出 金	10,676,511	—	—
貸 倒 引 当 金 (* 1)	△12,669	—	—
貸 倒 引 当 金 控 除 後	10,663,841	11,181,123	517,281
資 産 計	135,099,511	135,617,540	518,028
貯 金	134,891,337	134,907,300	15,963
負 債 計	134,891,337	134,907,300	15,963

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	4,516,840
外部出資等損失引当金	△1,155
外部出資等損失引当金控除後	4,515,684

(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	120,043,279	-	-	-	-	-
有 価 証 券						
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000	-	-	-	200,000	4,300,000
貸 出 金 (* 1 , * 2)	1,093,363	810,486	761,998	645,644	569,795	6,795,222
合 計	121,236,642	810,486	761,998	645,644	769,795	11,095,222

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 169,904 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 1,944 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	129,021,679	2,418,914	2,764,229	352,887	265,300	68,325
合計	129,021,679	2,418,914	2,764,229	352,887	265,300	68,325

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

八 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	100,630	99,926	703
	地 方 債	213,380	199,981	13,398
	小 計	314,010	299,908	14,101
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	4,078,380	4,306,625	△228,245
	小 計	4,078,380	4,306,625	△228,245
合 計		4,392,390	4,606,533	△214,143

なお、上記差額から繰延税金負債 3,706 千円を差し引いた額△217,849 千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当はありません。

九 退職給付に関する注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	886,454 千円
退職給付費用	86,248 千円
退職給付の支払額	△62,094 千円
年金制度への拠出金	△10,078 千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△22,617 千円</u>
期末における退職給付引当金	877,912 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,474,503 千円
年金資産	△295,876 千円
特定退職金共済制度	<u>△300,714 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>877,912 千円</u>
退職給付引当金	<u>877,912 千円</u>

（４）退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用	86,248 千円
----------------------------------	-----------

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 26,537 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、258,322 千円です。

十 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
減損損失	332,053 千円
退職給付引当金超過額	203,175 千円
貸倒引当金超過額	33,563 千円
賞与引当金	20,606 千円
借地造成費	20,568 千円
外部出資等損失引当金	16,417 千円
資産除去債務	11,244 千円
貯金（指導支出）	9,261 千円
役員退職慰労引当金	9,087 千円
災害損失引当金	8,997 千円
外部出資評価損	8,610 千円
子会社株式	6,195 千円
その他	7,928 千円
繰延税金資産小計	687,713 千円
評価性引当額（控除）	△ 385,734 千円
繰延税金資産合計（Ａ）	301,978 千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△ 16,247 千円
その他有価証券評価差額金	△ 3,706 千円
繰延税金負債合計（Ｂ）	△ 19,953 千円
繰延税金資産の純額（Ａ）＋（Ｂ）	282,024 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.03%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.05%
住民税均等割等	1.93%
土地再評価差額金の取崩し	△1.20%
評価性引当額の増減	△9.92%
その他	△0.61%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.85%

十一 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(9) 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科目	令和4年度	令和3年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	492,066	492,066
2 資本剰余金期末残高	492,066	492,066
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	5,667,378	5,341,271
2 利益剰余金増加高	284,565	343,381
当期剰余金	280,438	336,185
土地再評価差額金取崩	4,127	7,195
3 利益剰余金減少高	17,014	17,274
当期損失金	-	-
出資配当金	17,014	17,274
4 利益剰余金期末残高	5,934,929	5,667,378

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和3年度	増減
破産更生債権及びこれに準ずる債権額	38,343	45,354	△7,011
危険債権額	2,964	4,381	△1,417
要管理債権額			
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小計	41,308	49,735	△8,427
正常債権額	11,112,754	10,805,193	307,561
合計	11,154,063	10,854,929	299,134

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、19.19%となりました。連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久出資に係る組合員資本の額	9,772,678	9,553,888
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,906,702	3,957,220
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	5,934,929	5,667,378
うち、外部流出予定額(△)	△46,926	△17,274
うち、上記以外に該当するものの額	△22,027	△53,437
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15,252	17,344
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15,252	17,344
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	56,106	112,726
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	148,837	177,074
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	9,992,874	9,861,033
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,866	5,512
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,866	5,512
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上される物を除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	2,866	5,512
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))(ハ)	9,990,007	9,855,521
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	47,520,099	47,156,296
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,246,811	1,252,516
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,246,811	1,252,516
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,535,901	4,677,587
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	52,055,901	51,833,884
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.19%	19.01%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和4年度			令和3年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現 金	248,007	—	—	261,494	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,310,412	—	—	4,410,787	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国 際 決 裁 銀 行 等 向 け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	575,634	—	—	695,952	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	121,601,316	24,320,263	972,810	120,044,920	24,008,984	960,359
	法 人 等 向 け	166,421	41,400	1,656	200,736	70,735	2,829
	中小企業等向け及び個人向け	625,354	324,578	12,983	601,045	308,557	12,342
	抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	267,682	92,638	3,705	303,813	105,243	4,209
	不動産取得等事業向け	742,132	703,765	28,150	810,214	760,769	30,430
	三 月 以 上 延 滞 等	36,564	13,337	533	34,162	6,050	242
	取 立 未 済 手 形	12,407	2,481	99	10,402	2,080	83
	信用保証協会等保証付	8,128,307	801,057	32,042	7,762,511	764,674	30,586
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共 済 約 款 貸 付	—	—	—	—	—	—
	出 資 等	534,929	533,463	21,338	534,800	533,644	21,345
	（うち出資等のエクスポージャー）	534,929	533,463	21,338	534,800	533,644	21,345
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	13,507,945	19,440,303	777,612	13,415,491	19,343,040	773,721
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,982,040	9,955,100	398,204	3,982,040	9,955,100	398,204
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	9,525,905	9,485,203	379,408	9,433,451	9,387,940	375,517
	証 券 化	—	—	—	—	—	—
	（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—

			令和4年度			令和3年度		
			エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
		(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
		経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,246,811	49,872	—	1,252,516	50,100
		他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったも の額 (△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	150,757,117	47,520,099	1,900,803	149,086,332	47,156,296	1,886,251	
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—		
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—		
合計 (信用リスク・アセットの額)			150,757,117	47,520,099	1,900,803	149,086,332	47,156,296	1,886,251
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
			a		b=a×4%	a		b=a×4%
			4,535,801		181,432	4,677,587		187,103
所要自己資本額計			リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
			A		b=a×4%	A		b=a×4%
			52,055,901		2,082,236	51,833,884		2,073,355

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
÷8%

(3) . 信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目の事です。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Moody ' s, JCR, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I, Moody ' s, JCR, S & P, Fitch	

③信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

令和4年度			信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞 エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国	内	150,757,117	11,058,368	4,511,167	—	—	36,564
	外	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		150,757,117	11,058,368	4,511,167	—	—	36,564
法人	農 業	24,370	15,470	—	—	—	—
	林 業	20	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	1,500	1,500	—	—	—	5,989
	鉱 業	—	—	—	—	—	—
	建築・不動産業	188,532	188,532	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	42,880	35,000	—	—	—	338
	金融・保険業	125,680,424	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	491,637	58,167	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	4,886,047	374,879	4,511,167	—	—	—
	上 記 以 外	248,007	—	—	—	—	—
	個 人	10,387,367	10,384,817	—	—	—	30,237
	そ の 他	8,806,329	—	—	—	—	—
業種別残高計		150,757,117	11,058,368	4,511,167	—	—	36,564
業 種 別	1 年 以 下	118,687,089	285,772	—	—	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	3,568,578	368,577	—	—	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	637,009	436,254	200,754	—	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	621,744	621,744	—	—	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	780,439	780,439	—	—	—	—
	10 年 超	12,742,510	8,432,097	4,310,412	—	—	—
	期限の定めのないもの	13,719,746	133,482	—	—	—	—
	残存期間別残高計	150,757,117	11,058,368	4,511,167	—	—	—

(単位：千円)

令和3年度			信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞 エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国	内	149,086,332	10,704,056	4,611,538	—	—	34,162
	外	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		149,086,332	10,704,056	4,611,538	—	—	34,162
法人	農 業	21,025	12,075	—	—	—	—
	林 業	20	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	662	662	—	—	—	5,989
	鉱 業	—	—	—	—	—	—
	建築・不動産業	183,959	183,959	—	—	—	40
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	42,880	35,000	—	—	—	—
	金融・保険業	124,122,022	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	498,376	65,085	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,106,739	495,201	4,611,538	—	—	15
	上 記 以 外	261,494	—	—	—	—	—
	個 人	9,915,223	9,912,072	—	—	—	28,116
	そ の 他	8,933,927	—	—	—	—	—
業種別残高計		149,086,332	10,704,056	4,611,538	—	—	34,162
業 種 別	1 年 以 下	120,380,711	235,642	100,148	—	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	453,439	453,439	—	—	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	755,445	554,694	200,750	—	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	608,078	608,078	—	—	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	745,223	745,223	—	—	—	—
	10 年 超	12,312,634	8,001,994	4,310,639	—	—	—
	期限の定めのないもの	13,830,800	104,983	—	—	—	—
	残存期間別残高計	149,086,332	10,704,056	4,611,538	—	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

④貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	令和4年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	17,344	15,252	—	17,344	15,252	12,042	17,344	—	12,042	17,344
個別貸倒引当金	43,223	47,279	—	42,068	48,435	43,393	42,253	122	42,301	43,223

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区分		令和4年度						令和3年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
地域別計	国内	43,223	47,279	—	42,068	48,435		43,393	42,253	122	42,301	43,223	
	国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
		43,223	47,279	—	42,068	48,435		43,393	42,253	122	42,301	43,223	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	8,903	7,949	—	8,903	7,949	—	4,865	8,903	—	4,865	8,903	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	2	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	7,945	—	—	7,945	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,155	310	—	—	1,465	—	970	185	—	—	1,155	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計		33,162	31,075	—	33,162	31,075	—	37,558	33,162	122	37,435	33,162	—
		43,223	47,279	—	42,068	48,435	—	43,393	42,253	122	42,301	43,223	—

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	5,630,863	5,630,863	—	5,888,432	5,888,432
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	8,010,684	8,010,684	—	7,647,117	7,647,117
	リスク・ウェイト 20%	—	121,614,122	121,614,122	—	120,055,609	120,055,609
	リスク・ウェイト 35%	—	264,680	264,680	—	300,694	300,694
	リスク・ウェイト 50%	—	26,939	26,939	—	25,770	25,770
	リスク・ウェイト 75%	—	432,665	432,665	—	411,333	411,333
	リスク・ウェイト 100%	—	12,033,450	12,033,450	—	12,024,930	12,024,930
	リスク・ウェイト 150%	—	8,474	8,474	—	2,920	2,920
	リスク・ウェイト 250%	—	3,982,040	3,982,040	—	3,982,040	3,982,040
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	152,003,928	152,003,928	—	150,338,849	150,338,849

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：千円)

区分	令和4年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	4,710	398	5,343	286
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合計	4,710	398	5,343	286

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,516,969	4,516,969	4,516,840	4,516,840
合計	4,516,969	4,516,969	4,516,840	4,516,840

(注) 「時価評価額」は、時価があるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：千円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：千円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)
(単位：千円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	829	820	—	—
2	下方平行シフト	—	—	10	0
3	スティープ化	1,115	1,120		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	86	17		
7	最大値	1,115	1,120	10	0
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,990		9,855	

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

—	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	53,235	4,402

(注1)対象役員は、理事28名、監事7名です。(期中に退任したものを含む。)

(注2)退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員体制・報酬審議会(理事・監事のうちから互選された委員9人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員毎に事業年度毎の平均報酬月額に相当する金額を算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

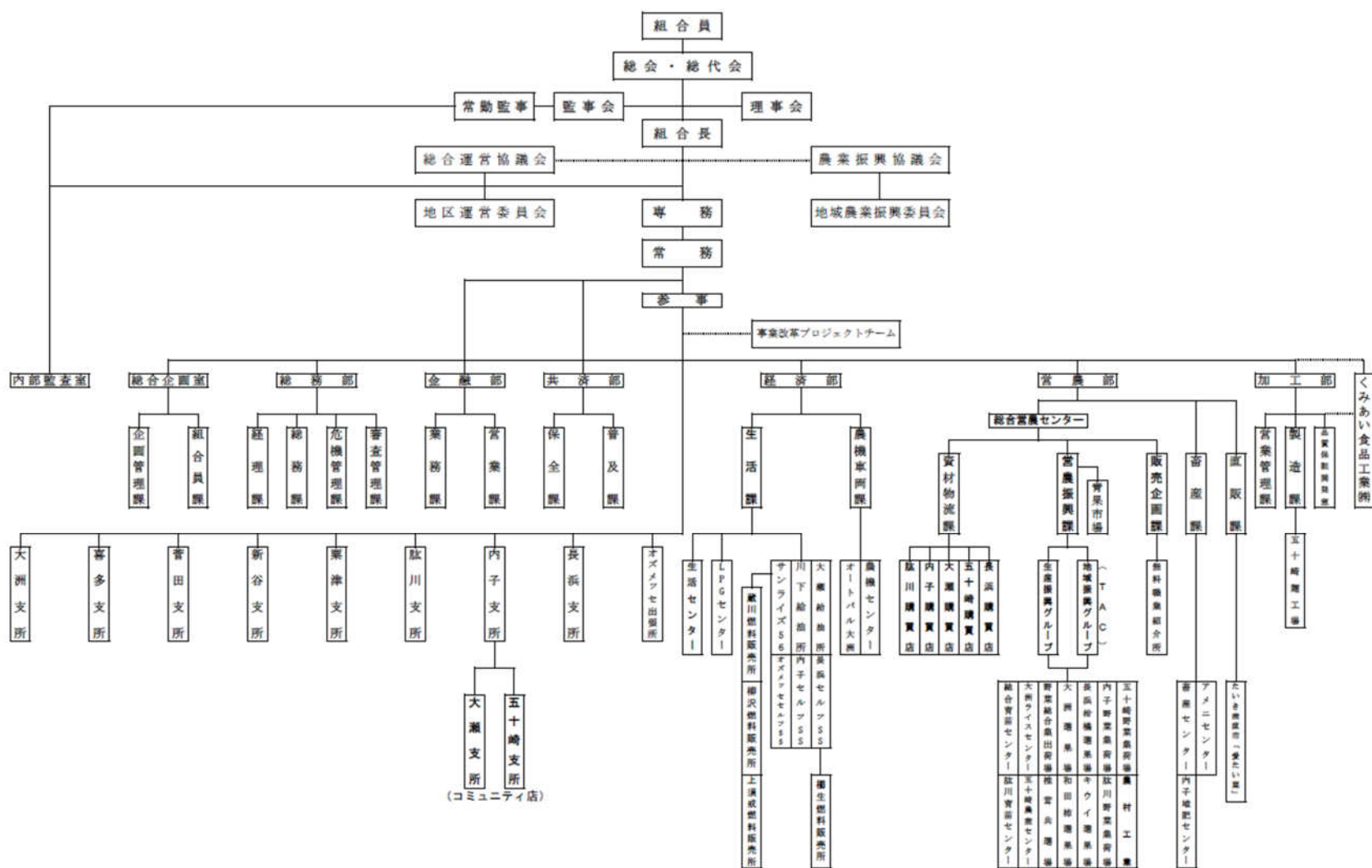
(注1)「同等額」は、令和4年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

【JAの概要】

1. 機構図（令和5年7月末現在）



2. 役員構成（役員一覧）

（令和5年7月末現在）

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	菊 地 秀 明	理 事	谷 本 哲 也
代表理事専務	田 淵 博 幸	〃	菊 地 茂
常務理事	菊 池 幸 俊	〃	池 田 公 誠
理 事	稲 田 秀 一	〃	岡 村 清 利
〃	脇 坂 寛	〃	松 田 裕 之
〃	祖 母 井 良 明	〃	宮 岡 正 博
〃	鎌 田 徳 雄	〃	中 本 祐 市
〃	古 宅 守 男	〃	大 程 幸 子
〃	大 野 朝 司	〃	竹 岡 百 合 江
〃	稲 田 繁	〃	二 宮 聖
〃	吉 岡 恵 一		
〃	中 岡 将	代 表 監 事	古 久 保 清 治
〃	城 本 誠 一	常 勤 監 事	黒 田 治
〃	池 田 幸 二	監 事	三 好 宏 和
〃	石 岡 泰 幸	〃	宮 岡 守
〃	水 元 庄 一	〃	池 田 雄 一
〃	山 本 均	〃	丸 井 幸 造
〃	篠 崎 耕 太 郎	〃	三 ツ 井 浩

（注）監事黒田治は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

（単位：人、団体）

区分	令和4年度	令和3年度	増減
正組合員	7,122	7,345	△223
個人	7,095	7,319	△224
農事組合法人	-	1	△1
その他の法人	27	25	2
准組合員	5,436	5,405	31
個人	5,386	5,355	31
その他の団体	50	50	-
合計	12,558	12,750	△192

4. 組合員組織の状況

（単位：人）

組織名	構成員数
J A 愛 媛 た い き 青 壮 年 部	330
J A 愛 媛 た い き 女 性 部	492
J A 愛 媛 た い き 農 成 会	677
果 樹 生 産 出 荷 協 議 会	1,303
特 用 林 産 出 荷 協 議 会	168
野 菜 生 産 出 荷 協 議 会	348
米 麦 生 産 出 荷 協 議 会	343
愛 た い 菜 出 荷 者 協 議 会	708
肉 牛 生 産 者 協 議 会	15

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

6. 地区一覧

大洲市及び喜多郡内子町(旧小田町除く)の地区

7. 沿革・あゆみ

事業年次	事業内容	敷地・建築	備考
S40. 4	市内 11 農協合併		
S41. 4	南久米農協合併		
S42. 3	青果市場建設	1, 834. 70 m ²	
S42. 10	三の丸マーケット建設	140. 40 "	
S44. 11	低温倉庫建設	533. 00 "	
S44. 12	農協会館建設	2, 435. 70 "	
S46. 3	選果場建設	922. 10 "	
S46. 9	畜産センター建設		
S47. 10	川下サービスセンター建設	127. 00 m ²	
S48. 9	ライスセンター建設	927. 40 "	
S49. 1	育苗センター建設	600. 60 m ²	
S49. 10	南久米事業所事務所新築	130. 00 "	
S50. 3	蔵川事業所事務所新築	244. 30 "	
S51. 12	大洲事業所・Aコープ三の丸店新築	818. 00 "	売場面積 485 m ²
S52. 3	柳沢事業所事務所新築	267. 60 "	
S52. 4	三善事業所新築	231. 00 "	
S52. 7	大川事業所事務所店舗改築	137. 85 "	
S52. 11	川上給油所新築	120. 00 "	
S53. 3	選果場建設	1, 330. 38 "	
S54. 10	栗津事業所新築	2, 796. 38 "	
S56. 12	新谷事業所新築	1, 534. 13 "	
S57. 8	事業所の名称を支所に変更		
S58. 9	農協会館（本所）改装		
S59. 3	畜産センター建設	8, 861. 00 m ²	
S59. 7	肱南給油所建設	906. 00 "	
S60. 8	河辺村農協合併		
S61. 4	菅田支所新築	1, 095. 65 m ²	
S62. 2	上須戒支所新築	795. 00 "	
H1. 8	河辺支所新築移転	294. 00 "	
H2. 3	大川支所新築移転	787. 00 "	
H3. 1	平野支所新築	708. 00 "	
H4. 4	総合育苗センター落成	8, 564. 79 "	
H5. 7	J Aおおずサンライズ 5 6 落成	529. 90 "	
H7. 3	アメニセンター落成	2, 299. 68 "	
H10. 3	営農生活総合センターオズメッセ 21 落成	45, 585. 00 "	A コープ おおず・オズ の 湯
同	同	15, 758. 60 "	オズ・ク・リーン・リジ・ェル大洲
H10. 10	合併予備調印式		
H11. 3	合併設立認可		
H11. 4	大洲・内子・長浜・五十崎・肱川の 5 農協が合併「愛媛たいき」農協誕生		
H11. 9	貯金残高 1, 000 億円達成		
H12. 6	長浜柑橘選果場落成	3, 055. 00 m ²	
H13. 2	野菜総合集出荷場落成	4, 556. 86 "	
H13. 3	ロックウールモデル団地落成		
H14. 9	五十崎中央支所新事務所開所	811. 00 m ²	
H16. 11	ルミエール葬祭会館落成	883. 00 "	
H20. 1	ルミエール内子落成	810. 78 "	
H21. 12	オズメッセセルフ SS 落成	314. 00 "	
H22. 4	たいき産直市「愛たい菜」落成	1, 703. 13 "	
H22. 8	オズの湯リニューアルオープン		
H23. 3	内子・長浜セルフ SS プレオープン		
H23. 4	内子・長浜セルフ SS オープン		
H25. 3	オズメッセ出張所開所	70. 26 m ²	
H25. 11	キウイ選果場新築移転	3069. 76 "	
H28. 3	長浜ソーラー発電所売電開始	3, 726 枚	パネル数
H28. 3	セブンイレブン JA 五十崎支所前店オープン		
H28. 5	ライフサポート移動販売車運行開始		
H28. 12	長浜支所移転オープン	708. 45 m ²	
H29. 3	長浜ソーラー発電所増設	828 枚	
H30. 7	平成 30 年西日本豪雨		
H31. 3	オズメッセリニューアルオープン		
R1. 9	薬用作物集出荷貯蔵施設落成		
同	ライスセンター落成		

R2.12	リジェール大洲閉鎖		
R3.3	本支所機能再編実施		
同	新大洲支所移転リニューアルオープン	818.26	m ²
R3.5	総合営農センター落成	3,425.24	〃
R5.4	オートパル大洲移転リニューアルオープン	288.00	〃
R5.5	新愛媛たいき農協本館移転（旧リジェール大洲）	2,455.16	〃

8. 店舗等のご案内

（令和5年7月1日時点）

店舗名	所在地	電話番号	ATM設置台数
本所	大洲市東大洲 1582	(0893) 59-4181	
オズメッセ出張所	大洲市東大洲 1596	25-0008	
大洲支所	大洲市大洲 691-1	24-2008	
喜多支所	大洲市東大洲 190	24-5843	ATM1台
菅田支所	大洲市菅田町菅田甲 745-4	25-5011	
新谷支所	大洲市新谷乙 1499-1	25-0521	
栗津支所	大洲市八多喜町甲 145-1	26-0211	
肱川支所	大洲市肱川町宇和川 3030	34-2321	ATM1台
内子支所	喜多郡内子町内子 1553	44-4111	ATM1台
大瀬支所（コミュニティ店）	喜多郡内子町大瀬中央 5825	47-0111	
五十崎支所（コミュニティ店）	喜多郡内子町五十崎甲 76-1	44-2188	
長浜支所	大洲市長浜甲 393-4	52-1211	ATM1台
サンライズ56	大洲市若宮 958-12	24-4168	
川下給油所	大洲市八多喜町甲 145-1	26-0011	
オズメッセセルフSS	大洲市東大洲 1589-1	25-5515	
内子セルフSS	喜多郡内子町内子 1553	43-1249	
大瀬給油所	喜多郡内子町大瀬中央 5823	47-0021	
長浜セルフSS・農機センター	大洲市長浜町黒田甲 617-2	52-1366	
オートパル大洲	大洲市東大洲 346	57-6188	
大洲農機センター	大洲市若宮 1428	24-4130	
総合営農センター	大洲市東大洲 508	24-4183	
大洲物流センター	大洲市東大洲 508	23-5250	
長浜購買店	大洲市長浜甲 393-4	52-1212	
五十崎購買店	喜多郡内子町平岡甲 76-1	44-4437	
肱川購買店	大洲市肱川町宇和川 2987-2	34-2961	
内子購買店	喜多郡内子町内子 1553	44-4112	
大瀬購買店	喜多郡内子町大瀬中央 5825	47-0111	
育苗センター	大洲市西大洲乙 50-1	24-0975	
大洲青果市場	大洲市東大洲 190	24-3264	
たいき産直市「愛たい菜」	大洲市東大洲 1702-1	25-6262	
野菜総合集出荷場	大洲市東大洲 502	59-1561	
アメニセンター	大洲市森山乙 321	27-0646	
生活センター	大洲市東大洲 1596	25-1950	
加工部事務所	大洲市春賀甲 553-1	26-1337	
五十崎麺工場	喜多郡内子町五十崎乙 684-2	44-2630	

○店舗外ATM設置台数4台

（旧大洲支所、オズメッセ21・内子町役場）

○店舗外共同ATM設置台数4台

（大洲市役所・大洲市立病院・大洲中央病院・大洲記念病院）

(役職員行動規範)

素敵な笑顔で元気な挨拶

組合長五訓

- 一. 何事も組合員サイドで
- 一. 寝ていて人を起こすな
- 一. 組合員に借をつくらない
- 一. 給料以上の働きを
- 一. 家族ぐるみの農協全利用

一. 何事も組合員サイドで

農協は誰の為に存在するのを見極め、農協と組合員が
膳を向け替え(その立場になり)考え、行動し、実行する。

一. 寝ていて人を起こすな

何事も先ず率先垂範、自らが行動、実行し態度で示す。

一. 組合員に借をつくらない

組合員にその成果の価値を評価され、満足得られる業務
の実行をする。

一. 給料以上の働きを

給料は、その人の価値(働き)に対して支給される。その
価値に自信のある働きをしよう。

一. 家族ぐるみの農協全利用

役職員自らが利用できないものを、組合員が利用できる
はずがない。先ず役職員自ら家族ぐるみで農協全利用を
し、自信を持って組合員にすすめ、協同の輪を広げよう。